

---

# 人事行政の運営等の状況

---

令和5年11月

大阪府

# 目次

1 任 免.....	- 3 -	7 服 務.....	- 70 -
1-1 採用・退職状況一覧.....	- 3 -	7-1 職務専念義務の免除.....	- 70 -
1-2 主要な異動の状況.....	- 10 -	7-2 営利企業等の従事制限に関する許可等.....	- 70 -
1-3 職種別・職階構成表.....	- 11 -		
1-4 職員表彰.....	- 13 -	8 退職管理.....	- 71 -
1-5 民間企業等との人事交流の状況.....	- 14 -	8-1 再就職状況公表者数.....	- 71 -
1-6 特別職一覧.....	- 16 -	8-2 主な再就職先ごとの内訳.....	- 72 -
1-7 行政委員人数表.....	- 17 -		
		9 職員の研修.....	- 73 -
2 職員数.....	- 20 -	9-1 知事が実施する研修.....	- 73 -
2-1 部門別職員数の状況と主な増減理由.....	- 20 -	9-2 教育委員会が実施する研修.....	- 77 -
2-2 年齢別職員構成の状況.....	- 21 -	9-3 警察職員に対する研修.....	- 77 -
2-3 職員数の推移.....	- 21 -		
		10 勤務成績の評定.....	- 81 -
3 給与.....	- 22 -	10-1 一般行政部門の人事評価制度.....	- 81 -
3-1 総括.....	- 22 -	10-2 教職員の評価・育成システム.....	- 83 -
3-2 職員の平均給与月額、初任給等の状況.....	- 26 -	10-3 警察職員の人事評価制度.....	- 85 -
3-3 一般行政職の級別職員数等の状況.....	- 29 -		
3-4 職員の手当の状況.....	- 32 -	11 福祉及び利益の保護.....	- 87 -
3-5 特別職の報酬等の状況.....	- 36 -	11-1 知事が実施する健康管理事業等.....	- 87 -
		11-2 教育委員会が実施する健康管理事業等.....	- 90 -
4 勤務時間その他の勤務条件.....	- 58 -	11-3 警察職員の健康管理事業等.....	- 92 -
4-1 勤務時間の状況.....	- 58 -		
4-2 年次有給休暇の使用状況.....	- 58 -	12 人事委員会業務の状況（令和4年度）.....	- 94 -
4-3 休暇等の導入状況.....	- 59 -	12-1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況.....	- 94 -
4-4 介護休暇の取得状況.....	- 61 -	12-2 職員の競争試験及び選考の状況.....	- 105 -
		12-3 勤務条件に関する措置の要求の状況.....	- 105 -
5 休 業.....	- 63 -	12-4 不利益処分に関する審査請求の状況.....	- 106 -
		12-5 職員総合相談センターの活動状況.....	- 107 -
6 分限処分及び懲戒処分.....	- 69 -		
6-1 分限処分.....	- 69 -		
6-2 懲戒処分.....	- 69 -		

# 1 任 免

## 1-1 採用・退職状況一覧

### (1) 採用の状況

令和4年度に採用した職員数は、下記のとおりです。

職員の採用に当たっては、人事委員会（府立学校教員については、教育委員会）が競争試験と選考を実施しています。選考は、競争試験以外に国や他の地方公共団体からの職員を人事交流として採用する場合及び職務遂行に当たって免許や資格が必要となる専門職種や一定の学歴や経歴を必要とする専門職種の採用を行う場合に実施するものです。

#### ア 一般行政部門職員<sup>注1</sup>

##### (ア) 試験区分：競争試験（行政 大学卒程度、技術 大学卒程度）

職種	一般行政	電気	機械	土木	建築	環境	農学
人数(人)	138	3	4	27	10	7	6
うち女性	84	0	0	7	3	4	1

職種	農業工学	林学	合計
人数(人)	4	7	206
うち女性	0	2	101

注1 「一般行政部門職員」とは、府立学校教職員、警察職員及び公益法人等への派遣職員を除く府職員をいう。以下同じ。

##### (イ) 試験区分：競争試験（行政 高校卒程度、技術 高校卒程度）

職種	一般行政	電気	機械	土木	建築	合計
人数(人)	45	2	1	3	4	55
うち女性	22	0	0	1	0	23

##### (ウ) 試験区分：競争試験（行政 社会人等：26-34、行政 社会人等：35-49、技術 社会人等）

職種	一般行政	電気	機械	土木	建築	農業工学	合計
人数(人)	97	2	2	1	2	1	105
うち女性	30	0	0	0	1	0	31

##### (エ) 試験区分：選考

職種	一般行政	土木	建築	環境	医師	薬学	保健師	獣医師	心理
人数(人)	11	5	1	1	4	19	40	5	19
うち女性	2	0	1	0	2	12	36	0	17

職種	職訓 指導	社会 福祉	司書	考古学	事務	電話 交換手	栄養士
人数(人)	2	60	2	2	3	1	3
うち女性	0	38	1	1	0	1	3

職種	衛生 工学	土木 建設員	合計
人数(人)	1	5	184
うち女性	0	1	115

(オ) 再任用職員

職種	一般 行政	電気	機械	土木	建築	臨検 技師	放射 技師	経済 経営	農学
人数(人)	67	1	2	9	0	3	2	1	1
うち女性	18	0	0	0	0	3	0	0	0

職種	栄養士	社会 福祉	保育士	職業 訓練	化学	農業 工学	考古学	介護 福祉	衛生 工学
人数(人)	1	3	2	2	3	1	1	1	1
うち女性	1	2	2	0	0	0	1	1	0

職種	技能 労務 <sup>注1</sup>	合計
人数(人)	14	115
うち女性	1	29

注1 自動車運転手、土木建設員、設備管理、衛検補助、研究補助、守衛兼自動車運転手。

イ 府立学校教職員

(ア) 試験区分：選考（高等学校・特別支援学校）

職種	教諭	養護教諭	栄養教諭	実習助手	農芸員	合計
人数(人)	341	3	1	61	3	409
うち女性	176	3	1	39	1	220

(イ) 再任用職員

職種	校長	教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師 (実習担当)	実習助手	事務職員	その他 注1	合計
人数(人)	24	14	285	14	0	0	6	38	9	390
うち女性	4	0	113	14	0	0	2	9	3	145

注1 校務員、農芸員、スクールバス運転手及び給食調理員。

ウ 府費負担教職員（政令市・豊能地区におけるこれらの職員を除く。）

(ア) 試験区分：選考

職種	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	合計
人数(人)	852	21	9	34	916
うち女性	463	21	9	20	513

(イ) 再任用職員

職種	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	合計
人数(人)	112	12	2	30	156
うち女性	46	12	2	14	74

エ 警察職員

(ア) 試験区分：競争試験（大学卒程度）

職種	一般職員 注1
人数(人)	24
うち女性	23

注1 警察職員における「一般職員」とは、警察官を除くすべての職員をいう。以下、警察職員の項目において同じ。

(イ) 試験区分：競争試験（高校卒程度）

職種	一般職員
人数(人)	20
うち女性	15

(ウ) 試験区分：選考

職種	警察官	一般職員					合計
		通信技官	保健師	研究員	船艇	その他 注1	
人数(人)	701	3	2	4	3	12	725
うち女性	134	0	2	1	0	5	142

注1 通訳、情報処理、少年育成心理、警察事務、術科指導、出向帰任。

(エ) 再任用職員

職種	警察官	一般職員			合計
		一般行政	研究員	その他 注1	
人数(人)	49	10	0	2	61
うち女性	3	3	0	0	6

注1 施設管理員。

(2) 退職の状況

令和4年度に退職した職員数は、下記のとおりです。

ア 一般行政部門職員

(ア) 退職（再任用職員を除く。）

職種	一般行政	電気	機械	土木	建築	農学	農業工学	園芸	林学
人数(人)	245	6	8	60	14	6	3	3	3
うち女性	72	1	0	1	4	1	2	0	0

職種	水産	医師	歯科医師	薬学	栄養士	保健師	獣医師	児童自立	心理
人数(人)	1	7	1	9	3	13	1	2	5
うち女性	0	1	0	4	2	13	1	1	4

職種	船員	職訓指導	環境	社会福祉	デザイン	経営工学	化学	衛生工学	臨検技師
人数(人)	1	2	7	32	1	1	3	4	2
うち女性	0	0	0	20	0	1	0	0	1

職種	放射線技師	司書	考古学	事務	教員	介護福祉	技能労務 注1	合計
人数(人)	1	3	1	2	1	1	22	474
うち女性	0	3	0	1	1	0	3	137

注1 自動車運転手、医療機器操作手、土木建設員、守衛、狂犬病予防技術員、電話交換手。

(イ) 退職（再任用職員）

職種	一般行政	電気	機械	土木	建築	農業工学	薬学	獣医師	児童自立
人数(人)	42	3	3	2	1	1	1	3	1
うち女性	13	0	0	0	0	0	0	1	0

職種	保育士	職訓指導	社会福祉	臨検技師	考古学	環境衛生	経済経営	技能労務 注1	合計
人数(人)	2	3	1	2	1	1	1	10	78
うち女性	2	0	1	2	1	0	0	3	23

注1 自動車運転手、守衛、土木建設員、調理師、電話交換手、営繕工。

イ 府立学校教職員

(ア) 退職（再任用職員を除く。）

区分	校長	教頭	教諭	講師 (実習担当)	養護教諭	栄養教諭	実習助手	事務職員	その他 注1	合計
人数(人)	51	23	536	0	19	1	13	70	20	733
うち女性	8	0	249	0	19	0	13	10	6	305

注1 寄宿舎指導員、農芸員、校務員、バス運転手及び給食調理員。

(イ) 退職（再任用職員）

区分	校長	教頭	教諭	講師 (実習担当)	養護教諭	栄養教諭	実習助手	事務職員	その他 注1	合計
人数(人)	2	4	256	4	6	0	7	20	1	300
うち女性	0	1	68	1	6	0	5	3	1	85

注1 校務員、農芸員、スクールバス運転手及び給食調理員。

ウ 府費負担教職員（政令市・豊能地区におけるこれらの職員を除く。）

（ア）退職（再任用職員を除く。）

区分	校長	教頭	教諭	養護 教諭	栄養 教諭	事務 職員	合計
人数(人)	116	24	500	26	7	50	723
うち女性	24	9	313	26	7	29	408

（ウ）退職（再任用職員）

区分	教諭	養護 教諭	栄養 教諭	事務 職員	合計
人数(人)	218	5	5	31	259
うち女性	89	5	5	19	118

エ 警察職員

（ア）退職（再任用職員を除く。）

職種	警察官	一 般 職 員					合計
		一般行政	通信技官	船艇	少年育成 心理	その他 注1	
人数(人)	840	44	4	2	2	15	907
うち女性	73	21	0	0	1	3	98

注1 施設管理員、土木、電気設備、情報処理、保健師、警察事務、術科指導、火薬。

（イ）退職（再任用職員）

職種	警察官	一般職員			合計
		一般行政	研究員	その他 注1	
人数(人)	38	4	1	5	48
うち女性	1	3	0	0	4

注1 施設管理員。



[参考] 退職内訳(再任用職員を除く。)

区分	一般行政部門				府立学校教職員			
	事務	技術	研究	合計	教員	事務	その他	合計
退職人数 (人)	251	222	1	474	630	70	33	733
うち女性	77	60	0	137	276	10	15	301
特別・定年 退職人数 (人)注1	118	109	1	228	453	64	30	547
うち女性	40	13	0	53	187	9	17	213

区分	府費負担教職員 (政令市・豊能地区におけるこれらの職員 を除く。)				警察職員		
	教員	事務	その他	合計	警察官	一般職員	合計
退職人数 (人)	673	50	0	723	840	67	907
うち女性	379	29	0	408	73	25	98
特別・定年 退職人数 (人)注1	304	43	0	347	460	40	500
うち女性	152	25	0	177	21	14	35

注1 特別退職者及び定年退職者で内数。

## 1-2 主要な異動の状況

令和4年度の人事異動を下記のとおり行いました。

### (1) 一般行政部門職員

職階	部長級	次長級	課長級	総括研究員級	課長補佐級	主査級	主任研究員級	主事・技師級等	合計
異動総数 (人) 注1	36	76	287	1	511	861	0	952	2,724
うち 昇任数 注1	14	32	90	1	147	213	0	0	497

注1 異動総数は年度中の人数で、内数昇任数。

### (2) 府立学校教職員

区分	校長	教頭	教諭等 注2	その他 注3	合計
異動総数 (人) 注1	75	98	967	21	1,161
うち 昇任数 注1	30	50	0	0	80

注1 異動総数は年度中の人数で、内数昇任数。

2 首席、教諭、養護教諭及び講師（実習担当）。

3 実習助手、寄宿舎指導員、農芸員、校務員、バス運転手及び給食調理員。

### (3) 府費負担教職員（政令市・豊能地区におけるこれらの職員を除く。）

区分	校長	教頭	教諭等 注2	事務職員	合計
異動総数 (人) 注1	442	379	4,242	177	5,240
うち 昇任数 注1	164	152	0	0	316

注1 異動総数は年度中の人数で、内数昇任数。

2 教諭、養護教諭及び栄養教諭。

### (4) 警察職員

職階	所属長	所属長級	管理官級	補佐級	係長級	主任級	係員級	合計
異動総数 (人) 注1	165	163	265	776	3,064	3,245	2,430	10,108
うち 昇任数 注1	49	70	100	172	839	1,193	0	2,423

注1 異動総数は年度中の人数で、内数昇任数。

1-3 職種別・職階構成表

令和5年5月1日現在における職種別・職階構成表は下記のとおりです。

(1) 一般行政部門職員

職階 職種	役付者									主事・ 技師級	研究 員級	合計
	部長級	次長級	課長級	課長級 以上計	課長 補佐級	主査級	総括研 究員級	主任研 究員級	計			
合計(人)	47	112	458	617	1,083	2,597	1	13	4,311	4,338	1	8,650
うち女性	5	15	58	78	227	889	0	0	1,194	2,112	0	3,306
事務(人)	34	66	265	365	560	1,191	0	0	2,116	2,282	0	4,398
うち女性	4	5	28	37	117	389	0	0	543	1,178	0	1,721
技術(人)	13	46	193	252	523	1,406	0	0	2,181	2,056	0	4,237
うち女性	1	10	30	41	110	500	0	0	651	934	0	1,585
研究(人)	0	0	0	0	0	0	1	13	14	0	1	15
うち女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 府立学校教職員

ア 教職員（事務職員を除く。）

職階 職種	役付者			教諭 養護教諭等	合計
	校長級	教頭級	計		
教諭等(人)	222	269	491	11,318	11,809
うち女性	40	52	92	4,990	5,082

イ 事務職員

職階 職種	役付者							主事級	合計
	部長級	次長級	課長級	課長級 以上計	課長 補佐級	主査級	計		
事務職員(人)	0	0	24	24	172	189	385	301	686
うち女性	0	0	1	1	28	61	90	125	215

(3) 府費負担教職員（政令市・豊能地区におけるこれらの職員を除く。）

ア 教員

職階 職種	役付者			教諭・養護教諭 栄養教諭	合計
	校長級	教頭級	計		
教諭等(人)	621	779	1,400	18,548	19,948
うち女性	190	165	355	11,051	11,406

イ 事務職員

職階 職種	役付者			副主査	主事	合計
	主幹級	主査級	計			
事務職員(人)	16	184	200	322	148	670
うち女性	7	59	66	127	83	276

(4) 警察職員

職階 職種	役付者							係員級	合計
	所属長	所属長級	管理官級	補佐級	係長級	主任級	計		
合計(人)	150	159	350	1,360	6,392	6,968	15,379	7,361	22,740
うち女性	4	4	14	56	387	1,107	1,572	1,766	3,338
警察官(人)	135	135	293	1,214	6,083	6,340	14,200	6,726	20,926
うち女性	3	2	7	35	297	704	1,048	1,301	2,349
一般職員(人)	15	24	57	146	309	628	1,179	635	1,814
うち女性	1	2	7	21	90	403	524	465	989

## 1-4 職員表彰

### (1) 知事が大阪府職員等表彰規則に基づき実施した表彰（令和4年度）

区 分	実施数
優秀職員等表彰 注1	2組
活躍職員等表彰 注2	2組
功績表彰 注3	0組

注1 優秀職員等表彰は、通常の職務の範囲を超えて活躍し、府政に貢献した職員を表彰するもの。

2 活躍職員等表彰は、事務改善や府民サービスの向上等に積極的に取り組み、成果を上げた職員を表彰するもの。

3 功績表彰は、職務外において、有益な発見や発明、善行をした職員を表彰するもの。

### (2) 教育委員会が大阪府教職員等表彰規則に基づき実施した表彰（令和4年度）

区 分	実施数
優秀教職員等表彰 注1	39組

注1 優秀教職員等表彰は、府内公立学校の模範となる優れた取組や実践活動などを行った教職員を表彰するもの。

### (3) 警察本部長が警察表彰規則に基づき実施した表彰（令和4年度）

区 分	実施数	
優良警察職員表彰 注1	677人	
功労者表彰 注2	788件	
永年勤続警察職員表彰	勤続30年	485人
	勤続20年	682人

注1 優良警察職員表彰は、優秀な勤務成績で他の模範となり、特に表彰することが適当と認められる警察職員を表彰するもの。

2 功労者表彰は、職務において、功労又は業績があると認められる警察職員又は部署を表彰するもの。

1-5 民間企業等との人事交流の状況

令和4年4月1日現在における民間企業との人事交流の状況は下記のとおりです。

(1) 民間企業等への派遣

派遣先企業名	企業での部署名等
株式会社三井住友銀行	デジタル戦略部
大阪ガス株式会社	エナジーソリューション事業部 業務部地域コミュニケーション室
独立行政法人都市再生機構	西日本支社都市再生業務部事業企画課
西日本高速道路株式会社	関西支社新名神大阪東事務門真鶴見工事区
阪神高速道路株式会社	建設事業本部大阪建設部設計課
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	北陸新幹線建設局調査部調査第二課

(2) 民間企業等からの受入

府での受入所属名等	派遣元企業名
政策企画部危機管理室 課長補佐	関西電力送配電株式会社
政策企画部企画室 主事	株式会社三井住友銀行
政策企画部企画室 主事	大阪府住宅供給公社
政策企画部成長戦略局 主事	三井住友海上火災保険株式会社
スマートシティ戦略部戦略推進室 参事	日本電気株式会社
スマートシティ戦略部戦略推進室 参事	日本アイビーエム株式会社
スマートシティ戦略部戦略推進室 参事	KDDI株式会社
スマートシティ戦略部戦略推進室 参事	ソフトバンク株式会社
スマートシティ戦略部戦略推進室 参事	パナソニック株式会社
スマートシティ戦略部戦略推進室 課長補佐	株式会社NTTドコモ
スマートシティ戦略部戦略推進室 課長補佐	株式会社日立製作所
スマートシティ戦略部戦略推進室 課長補佐	近畿グループホールディングス株式会社
スマートシティ戦略部戦略推進室 主査	NTTビジネスソリューションズ株式会社
スマートシティ戦略部戦略推進室 主査	株式会社りそな銀行
府民文化部都市魅力創造局 参事	阪急阪神ホールディングス株式会社
商工労働部成長産業振興室 課長補佐	大阪ガス株式会社
商工労働部成長産業振興室 主査	株式会社池田泉州銀行
商工労働部成長産業振興室 主事	株式会社りそな銀行
環境農林水産部エネルギー政策課 課長補佐	大阪ガス株式会社

都市整備部事業調整室 主事	大阪モノレール株式会社
都市整備部道路室 主査	西日本高速道路株式会社
都市整備部道路室 主査	阪神高速道路株式会社
都市整備部交通戦略室 主査	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
大阪都市計画局計画推進室 課長補佐	日立造船株式会社
大阪都市計画局計画推進室 課長補佐	独立行政法人都市再生機構
大阪都市計画局計画推進室 主査	西日本旅客鉄道株式会社
大阪都市計画局拠点開発室 参事	大阪ガス株式会社

1-6 特別職一覧

令和5年4月1日現在の特別職は、下記のとおりです。

職名	定数 (人)	任期 (年)	氏名	最初就任 年月日	任期		
					就任	満了	
知事	1	4	吉村 洋文	31. 4. 7	31. 4. 7	R5. 4. 6	
副知事	3	4	田中 清剛	R1. 6. 1	R1. 6. 1	R5. 5. 31	
			山口 信彦	R1. 12. 14	R1. 12. 14	R5. 12. 13	
			海老原 諭	R3. 7. 1	R3. 7. 1	R7. 6. 30	
教育委員会	教育長	1	3	橋本 正司	R3. 4. 1	R3. 4. 1	R6. 3. 31
	教育長 職務代理者	5	4	竹若 洋三	H27. 6. 2	R1. 6. 2	R5. 6. 1
	委員			井上 貴弘	H25. 10. 1	R3. 10. 1	R7. 9. 30
				岡部 美香	H28. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
				中井 孝典	R2. 4. 1	R2. 4. 1	R6. 3. 31
				森口 久子	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
人事委員会	委員長	3	4	松本 岳	R2. 7. 1	R3. 6. 24	R7. 6. 23
	委員			北市 哲朗	R1. 10. 12	R1. 10. 12	R5. 10. 11
				山下 淳	R4. 6. 11	R4. 6. 11	R8. 6. 10
監査委員	代表監査委員	5	4	山本 浩二	H27. 7. 19	R1. 7. 19	R5. 7. 18
	委員			岸本 佳浩	H27. 11. 1	R1. 11. 1	R5. 10. 31
				高橋 明男	H30. 5. 30	R4. 5. 30	R8. 5. 29
				中島 賢	R1. 12. 18	R1. 12. 18	R5. 12. 17
				中務 裕之	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
公安委員会	委員長	5	3	梅宮 典子 (大阪市推薦)	H27. 4. 1	R3. 4. 1	R6. 3. 31
	委員			大山 隆司	H26. 10. 21	R2. 10. 21	R5. 10. 20
				本荘 武宏	H30. 7. 10	R3. 7. 10	R6. 7. 9
				辻内 宏治 (堺市推薦)	R3. 10. 7	R3. 10. 7	R6. 10. 6
				木村 知子	R4. 12. 20	R4. 12. 20	R7. 12. 19
選挙管理 委員会	委員長	4	4	新田谷 修司	H28. 2. 3	R2. 2. 3	R6. 2. 2
	委員長代理			山下 清次	R2. 2. 3	R2. 2. 3	R6. 2. 2
	委員			前橋 信和	R4. 1. 11	R4. 1. 11	R6. 2. 2
				杉本 武	R4. 2. 3	R4. 2. 3	R6. 2. 2



職 名		定数 (人)	任期 (年)	氏 名	最初就任 年月日	現任期	
						就 任	満 了
労働委員会	公益委員 (会長)	11	2	小林 正啓	R2. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29
	公益委員 (会長代理)			横山 耕平	R4. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29
	公益委員			大江 博子	R2. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29
				尾川 雅清	R2. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29
				春日 秀文	H30. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29
				桐山 孝信	H30. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29
				酒井 貴子	R4. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29
				土谷 喜輝	R4. 12. 22	R4. 12. 22	R6. 2. 29
				西田 昌弘	R4. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29
				福井 康太	R4. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29
				宮崎 陽子	R4. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29
	労働者委員	岡田 陽平	R2. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29		
		狩谷 道生	H30. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29		
		川辺 和宏	H26. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29		
		黒瀬 栄二	H30. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29		
		佐伯 昭子	H30. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29		
		炬口 孝一	R4. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29		
		田中 宏和	R2. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29		
		松本 昌三	H30. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29		
		萬田 伸一	R4. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29		
		山崎 弦一	R4. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29		
	使用者委員	吉田 隆一	R4. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29		
		江藤 知	R4. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29		
岡田 治		H30. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29			
北野 博之		R1. 9. 24	R4. 3. 1	R6. 2. 29			
小仲 均		R2. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29			
是枝 建治		H26. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29			
佐渡 恵		R2. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29			
中井 正郎		H28. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29			
平井 洋行		H26. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29			
藤原 敏正		H30. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29			
洞山 豊行	H30. 7. 23	R4. 3. 1	R6. 2. 29				
鷺尾 潤三	R2. 3. 1	R4. 3. 1	R6. 2. 29				

職 名		定数 (人)	任期 (年)	氏 名	最初就任 年月日	現任期	
						就 任	満 了
収用委員会	会長	7	3	野呂 充	H27. 2. 1	R3. 2. 1	R6. 1. 31
	会長代理			岸田 好美	H30. 2. 1	R3. 2. 1	R6. 1. 31
	委員			岡本 森廣	H28. 12. 21	R4. 12. 21	R7. 12. 20
				下村 信江	H28. 12. 21	R4. 12. 21	R7. 12. 20
				西川 和孝	H29. 2. 1	R5. 2. 1	R8. 1. 31
				勝井 映子	R1. 12. 21	R4. 12. 21	R7. 12. 20
	予備委員	2以上	針原 祥次	R2. 3. 26	R5. 3. 26	R8. 3. 25	
			入江 寛	R1. 12. 21	R4. 12. 21	R7. 12. 20	
大阪海区漁業調整委員会	会長	10	4	光岡 正史	H29. 2. 1	R5. 2. 1	R8. 1. 31
	委員			今井 一郎	H30. 12. 21	R3. 4. 1	R7. 3. 31
				岡 修	H28. 8. 15	R3. 4. 1	R7. 3. 31
				奥 浩幸	H28. 8. 15	R3. 4. 1	R7. 3. 31
				津本 芳孝	R3. 4. 1	R3. 4. 1	R7. 3. 31
				常松 睦弘	R3. 4. 1	R3. 4. 1	R7. 3. 31
				田中 映治	R3. 4. 1	R3. 4. 1	R7. 3. 31
				伊瀬 隆二	R3. 4. 1	R3. 4. 1	R7. 3. 31
				樋口 正明	R3. 4. 1	R3. 4. 1	R7. 3. 31
				多田 稔	R3. 4. 1	R3. 4. 1	R7. 3. 31
村上 知子	R3. 4. 1	R3. 4. 1	R7. 3. 31				
大阪府内水面漁場管理委員会	会長	8	4	辻野 耕實	R2. 12. 1	R2. 12. 1	R6. 11. 30
	委員			坂口 俊博	H23. 9. 8	R2. 12. 1	R6. 11. 30
				奥 一治	R2. 12. 1	R2. 12. 1	R6. 11. 30
				奥 正雄	R2. 12. 1	R2. 12. 1	R6. 11. 30
				橋本 俊哉	H28. 12. 1	R2. 12. 1	R6. 11. 30
				鶴田 哲也	H28. 12. 1	R2. 12. 1	R6. 11. 30
				森下 雅子	H20. 12. 1	R2. 12. 1	R6. 11. 30
				門口 康次	R3. 4. 30	R3. 4. 30	R6. 11. 30

## 1-7 行政委員人数表

令和5年4月1日現在の行政委員の人数は、下記のとおりです。

	教育委員	人事委員	監査委員	公安委員	選挙管理委員	労働委員	収用委員	海区漁業調整委員	内水面漁場管理委員
人数(人)	5注1	3	5	5	4	33	9注2	10	8
うち女性	2	0	0	2	0	4	2	1	1

注1 教育長は教育委員会の構成員であるが委員ではないため、含んでいない。

2 収用委員のうち2名は、予備委員

## 2 職員数

### 2-1 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		区分	職員数（人）		対前年 増減数 （人）	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	62	60	▲2	産育休代替の減 等
		総務	1,389	1,403	14	G7 貿易大臣会合関連業務 等
		税務	922	914	▲8	業務処理体制の見直し
		民生	1,159	1,194	35	児童福祉法に基づく児童福祉司の増員 等
		衛生	1,496	1,472	▲24	新型コロナ対策関連業務 等
		労働	297	303	6	欠員補充 等
		農水	346	350	4	盛土対策業務 等
		商工	299	297	▲2	新型コロナ対策関連業務 等
		土木	1,831	1,821	▲10	ダム建設事業 等
		計	7,801	7,814	13	参考：人口10万人当たり職員数 88.95人
	教育部門	42,904	43,260	356	調査対象臨時的任用職員の増 等	
	警察部門	23,200	23,119	▲81	欠員不補充	
	小計	73,905	74,193	288	参考：人口10万人当たり職員数 844.60人	
	会計 部門 公営 企業 等	下水道	293	291	▲2	産育休代替の減 等
その他		28	28	0		
小計		321	319	▲2		
合計		74,226 (800) [75,496]	74,512 (593) [75,288]	286 (▲207) [▲208]	参考：人口10万人当たり職員数 848.23人	

注1 職員数は、一般職に属する常時勤務を要する職を占める職員数であり、短時間勤務の職及び会計年度任用の職は含まない。

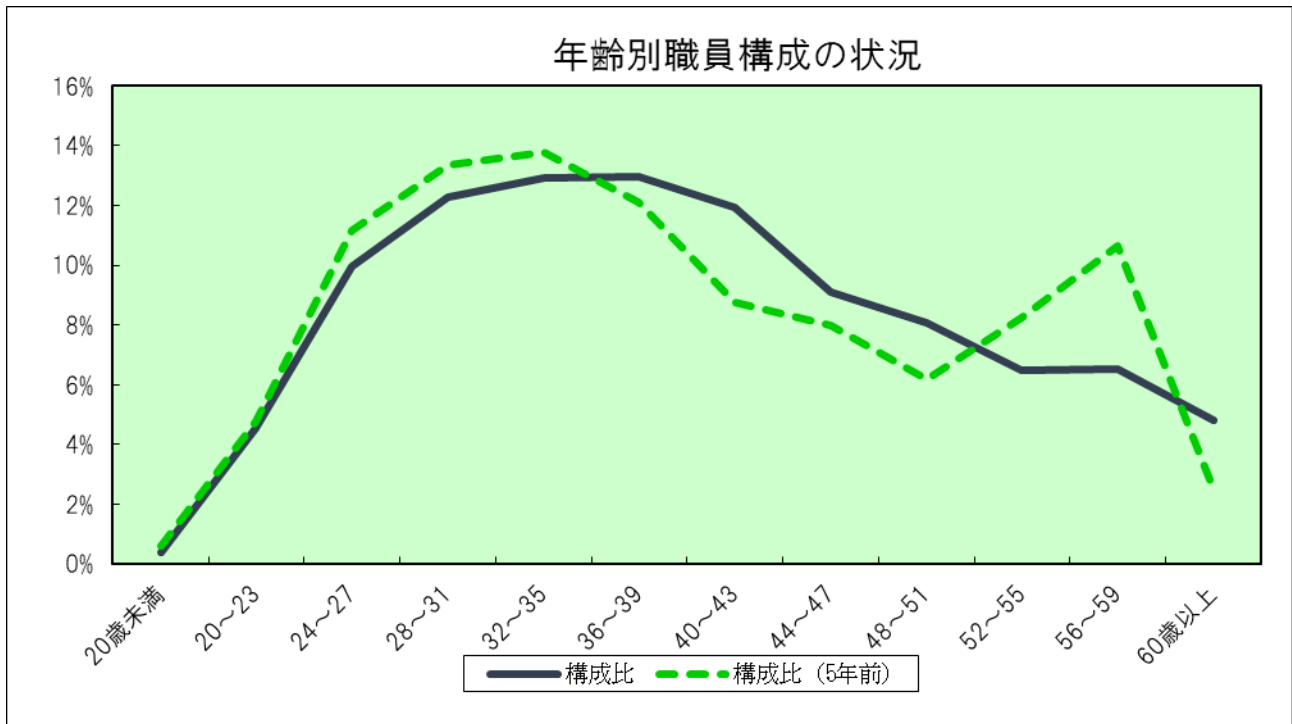
なお、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などの定数条例対象外の職員を含む。

2 [ ]内は、定数条例に規定している職員の定数。

3 ( )内は、令和4年については再任用短時間勤務職員、令和5年については暫定再任用職員（短時間勤務）の職員数であり、その上の職員数には含まれていない。

4 各部門の職員数は、総務省の定員管理調査の区分によるものであり、各部署等に配置されている職員数区分とは異なる。

## 2-2 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数 (人)	294	3,371	7,435	9,137	9,644	9,669	8,886	6,795	5,999	4,841	4,863	3,578	74,512

## 2-3 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	過去5年間の増減数 (率)
部門別							
一般行政	7,456	7,515	7,614	7,761	7,801	7,814	358 (4.8%)
教育	37,701	37,447	41,708	41,784	42,904	43,260	5,559 (14.7%)
警察	23,548	23,588	23,483	23,310	23,200	23,119	▲429 (▲1.8%)
普通会計計	68,705	68,550	72,805	72,855	73,905	74,193	5,488 (8.0%)
公営企業等会計計	394	371	382	327	321	319	▲75 (▲19.0%)
総合計	69,099	68,921	73,187	73,182	74,226	74,512	5,413 (7.8%)

注1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

### 3 給与

大阪府職員の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づいて、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与等を考慮して定められています。

#### 3-1 総括

##### (1) 人件費の状況（令和4年度普通会計決算見込額）

住民基本台帳 人口 注1	歳出額 A (千円)	実質収支 (千円)	人件費 B (千円) 注2	人件費率 B/A	(参考) R3年度の 人件費率
8,784,421人	3,895,343,951	23,408,133	681,072,936	17.5%	14.4%

注1 住民基本台帳人口は、令和5年1月1日現在。

2 人件費には、知事、府議会議員等の特別職に支払われる給料又は報酬を含む。

〔参考〕歳出総額に占める部門別の人件費の状況



##### (2) 職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算見込額）

職員数 A 注1	給与費 注2				(参考) 一人当たり 給与費 B/A (千円)	(参考) 都道府県平均 一人当たり 給与費 (千円) 注4
	給料 (千円)	職員手当 (千円) 注3	期末・勤勉 手当 (千円)	計 B (千円)		
70,679人 (71,488人)	292,855,367	100,413,643	124,900,078	518,169,088	7,331 (7,248)	6,821

注1 職員数は、令和4年4月1日現在の人数で、( )内は、再任用職員（短時間勤務）を含めた数値。

2 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれている。

3 職員手当には、退職手当を含まない。

4 都道府県平均一人当たり給与費は、令和3年度の数値。

(3) 給与抑制の状況

令和5年4月1日現在の具体的な取組内容は、次のとおりです。

ア 一般職

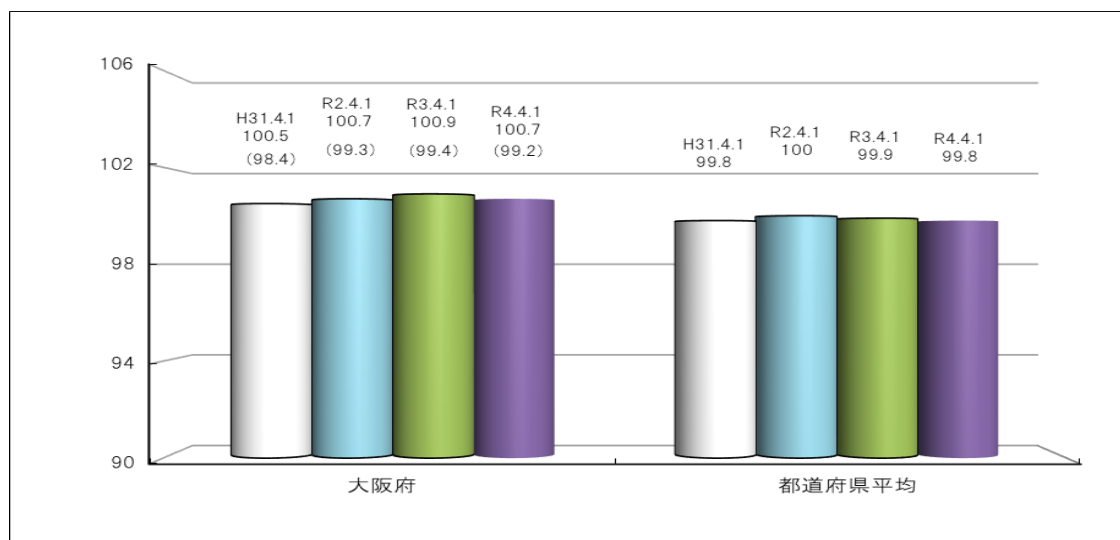
抑制項目	対象職名	抑制内容	期 間
管理職手当	次長級以上	5%減額	平成9年4月～令和6年3月

注1 令和2年3月までは課長級以上が対象。

イ 特別職

抑制項目	対象職名	抑制内容	期 間
給 料	知事	30%減額	平成20年8月～令和6年3月
	副知事	14%減額	平成26年4月～令和6年3月
	常勤の監査委員 常勤の人事委員会の委員 教育長	4%減額	平成27年4月～令和6年3月
議員報酬	議長 副議長 議員	30%減額	平成23年4月～令和6年3月
期末手当	知事	30%減額	平成13年12月～令和6年3月
	副知事	15%減額	平成17年6月～令和6年3月
	常勤の監査委員 常勤の人事委員会の委員 教育長	10%減額	平成17年6月～令和6年3月

#### (4) ラスパイレス指数の状況



- 注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 上記のラスパイレス指数については、指定職俸給表（又は給料表）が適用される職員の給料や、国と地方における地域手当の支給率の相違等は考慮されていない。

令和4年度において、ラスパイレス指数は0.2ポイント減少し、100.7となっています。減少した要因としては、採用・退職・組織改編に伴う職員構成の変動による影響が挙げられます。  
 (給料に地域間の給与較差を解消するために支給される地域手当を加えた地域手当補正後のラスパイレス指数は99.2となり、国を下回る水準となっています。)



(5) 給与改定の状況（令和4年度）

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の給与 改定率
	民間給与 A注1	公務員給与 B注1	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和4年度	373,395 円	372,252 円	1,143 円	1,143 円 (0.31%)	-	-

注1 「民間給与」「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 月数A	公務員の支給 月数B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和4年度	4.42 月	4.30 月	0.12 月	4.40 月 (0.10 月)	4.40 月	4.40 月

### 3-2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

##### ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額 注1	平均給与月額 注2	平均給与月額 (国比較ベース) 注3
府	41.1歳	313,007円	425,774円	371,089円
国注4	42.7歳	323,711円	—	405,049円
都道府県平均注4	42.6歳	320,171円	411,612円	361,937円

注1 「平均給料月額」は、職種ごとの職員の基本給の平均。以下、同じ。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの。以下、同じ。

3 「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、初任給調整手当の額を合計したもの）で大阪府職員給与を再計算したもの。

4 「国」及び「都道府県平均」は、令和4年4月1日現在。以下、同じ。

##### イ 技能労務職

区分	公務員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額 (国比較ベース)	年収ベース (試算値) B
大阪府	55.4歳	397人	294,219円	366,071円	339,963円	5,880,852円
うち 学校給食員	55.4歳	12人	297,133円	346,958円	337,667円	5,625,696円
うち守衛	49.0歳	12人	289,992円	364,808円	336,075円	5,931,796円
うち用務員	57.0歳	107人	286,925円	340,001円	328,992円	5,506,512円
うち自動車 運転手	56.3歳	28人	311,500円	405,207円	359,814円	6,429,684円
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—

対応する 民間の 類似職種 注1	民間Ⅰ 注2					民間Ⅱ 注3		
				参考				参考
	平均 年齢	平均給与 月額C	年収ベース (試算値) D 注4	A/ C	B/ D	平均 年齢	平均給与 月額E	A/E
飲食物調理従事者	42.5歳	271,600円	3,552,500円	1.28	1.58	—	—	—
警備員	56.2歳	243,700円	3,116,600円	1.50	1.90	—	—	—
他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	49.1歳	241,700円	3,253,900円	1.41	1.69	—	—	—
乗用自動車運転者 (タクシー運転者 を除く)	59.8歳	295,200円	4,050,600円	1.37	1.59	56.9歳	331,168円	1.2

注1 民間の類似職種については、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者を対象としているため、正社員でない従業員も含み、年齢は問わない。このため、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全には一致しない。

2 「民間Ⅰ」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（企業規模10人以上の事業所を対象）を使用（令和2年度から項目変更のため、令和2年度以降の額を使用）。

3 「民間Ⅱ」は、令和5年大阪府「職員の給与等に関する報告及び勧告」で公表されている令和5年職種別民間給与実態調査（企業規模50人以上かつ、事業所規模が50人以上の民間事業者を対象）の「きまって支給する給与」の額を使用（令和5年4月分）。

4 年収ベース(試算値)のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値をいう。国及び「民間Ⅱ」については、年収ベースのデータがないため比較していない。

#### ウ 高等学校等教育職 注1、注2

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大阪府	41.9歳	347,685円	432,547円	411,076円
都道府県平均	44.8歳	370,141円	431,828円	—

注1 高等学校等教育職には、高等学校、特別支援学校に勤務する職員を含む。

注2 高等学校等教育職については、国には対象職種はいない。

#### エ 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大阪府	39.2歳	341,768円	417,215円	402,955円
都道府県平均	42.1歳	354,106円	409,261円	—

注1 小・中学校教育職については、国には対象職種はいない。

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大阪府	39.3 歳	333,120 円	508,689 円	393,950 円
国	41.4 歳	320,437 円	—	379,615 円
都道府県平均	38.8 歳	325,987 円	465,679 円	374,920 円

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		大阪府	国	
一般行政職	大学卒	190,300 円	総合職 (大卒)	186,700 円
			一般職 (大卒)	182,200 円
	高校卒	157,500 円	一般職 (高卒)	150,600 円
技能労務職 注1	高校卒	163,033 円	—	
高等学校教育職	大学卒	212,500 円	—	
小・中学校 教育職	大学卒	212,500 円	—	
	短大卒	191,100 円	—	
警察職	大学卒	214,600 円	一般職 (大卒)	211,400 円
	高校卒	183,500 円	一般職 (高卒)	173,400 円

注1 技能労務職の初任給については、職種により基準額に幅を設けているため、職種別の初任給の平均額を記載している。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	268,229 円	360,024 円	405,756 円	414,195 円
	高校卒	226,860 円	314,321 円	343,325 円	379,814 円
技能労務職	高校卒	227,950 円	275,100 円	269,933 円	323,538 円
高等学校教育職	大学卒	314,477 円	407,361 円	432,567 円	440,988 円
小・中学校教育職	大学卒	312,471 円	397,360 円	417,544 円	432,988 円
	短大卒	284,922 円	371,674 円	394,524 円	413,334 円
警察職	大学卒	284,788 円	383,099 円	416,047 円	427,153 円
	高校卒	259,580 円	345,540 円	390,022 円	415,130 円

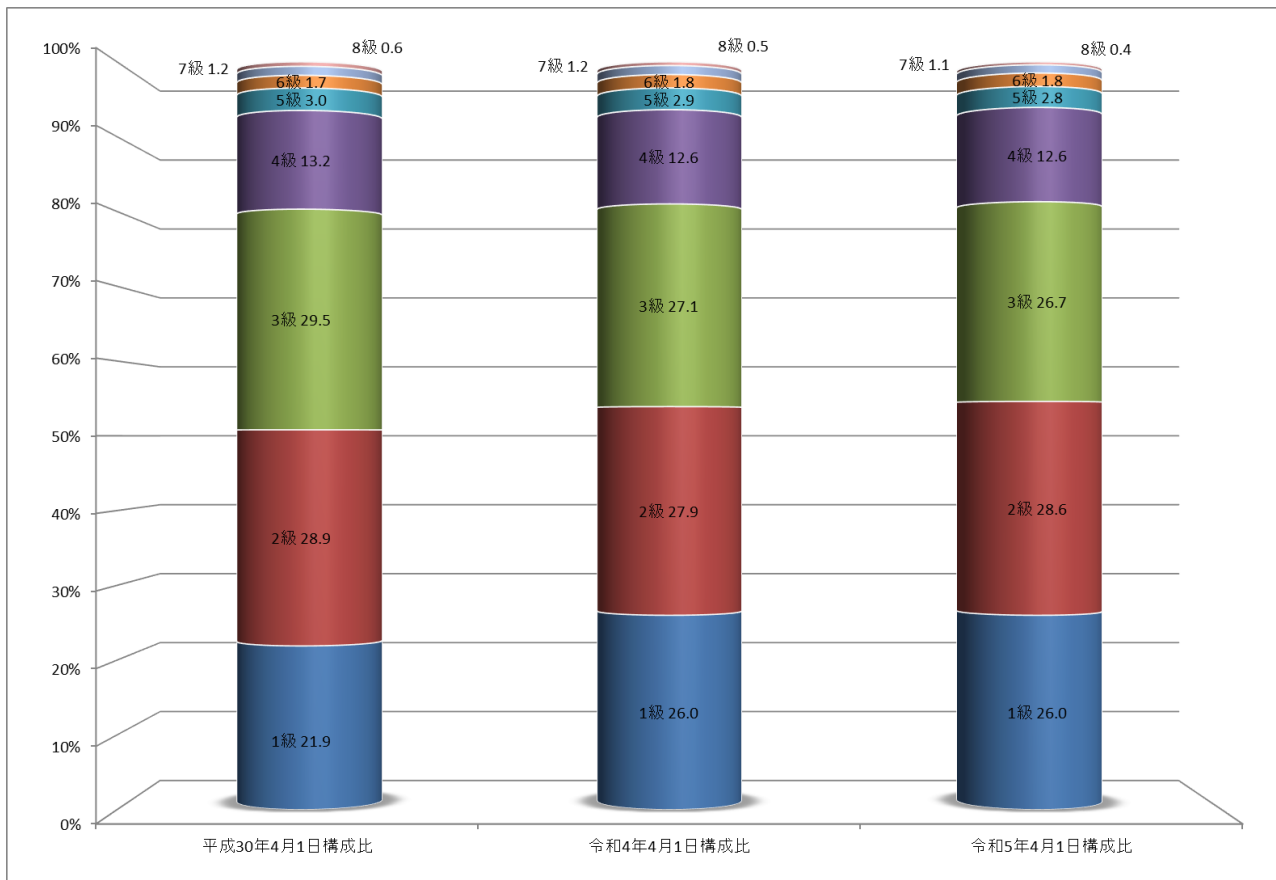
### 3-3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

級	標準的な職務内容 注1	職員数 注2	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事又は技師	2,618人	26.0%	148,600円	305,600円
2級	副主査	2,878人	28.6%	230,800円	352,300円
3級	主査級	2,687人	26.7%	261,100円	388,100円
4級	課長補佐級	1,264人	12.6%	345,500円	422,000円
5級	課長級（所属長以外）	286人	2.8%	384,800円	453,200円
6級	課長級（所属長）	182人	1.8%	440,400円	481,500円
7級	次長級	110人	1.1%	510,800円	
8級	部長級	45人	0.4%	569,200円	
計		10,070人	100.0%		

注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職務。

2 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、再任用職員、臨時又は非常勤職員を除く。

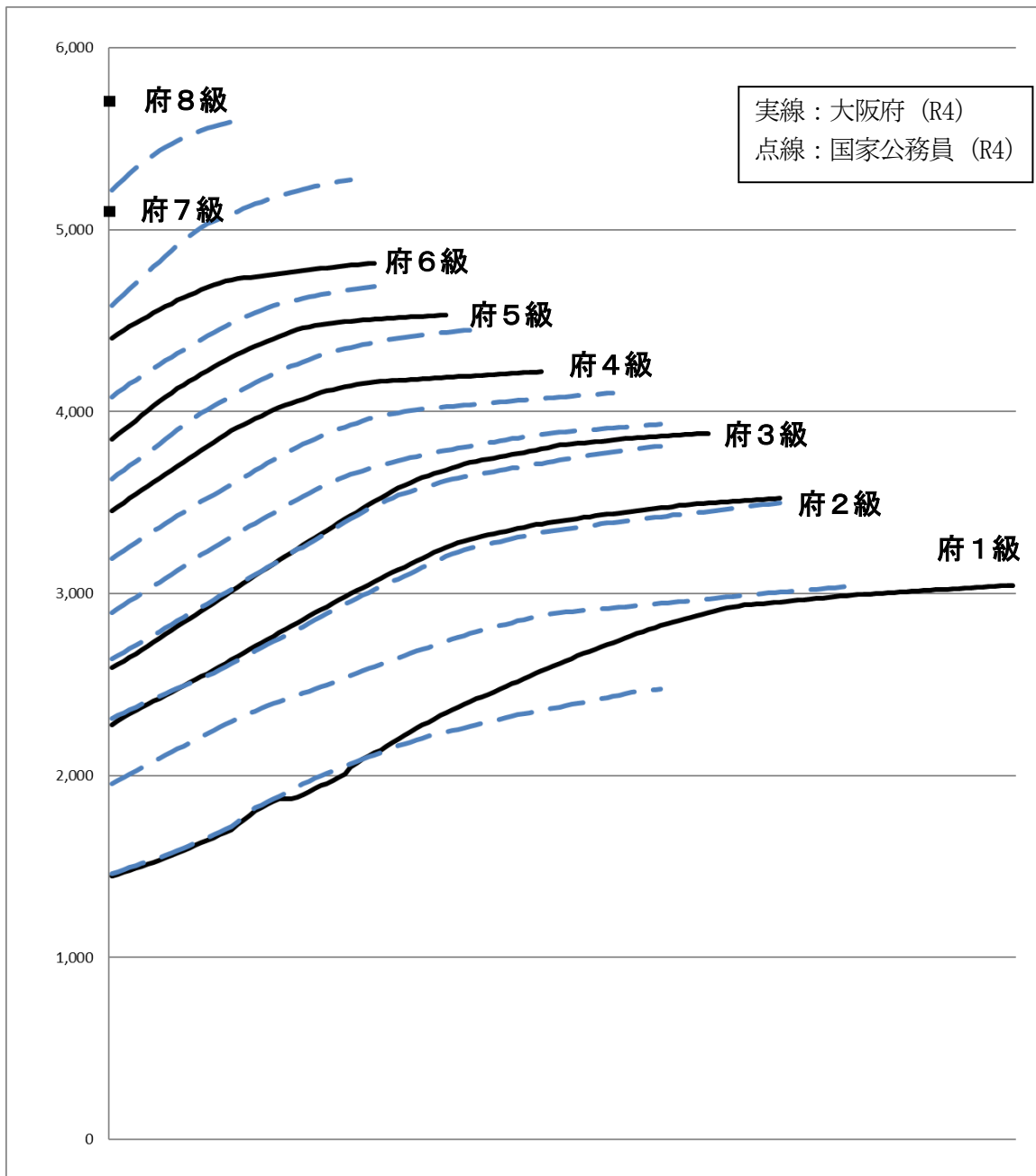


注 平成23年から、それまでの10級制を8級制に変更。

[参考] 級構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
H18. 4. 1 ～	主事・技師		副主査 ・ 主査級		主査級 ・ 課長 補佐級	課長 補佐級	課長級	課長級 ・ 次長級	次長級 ・ 部長級	部長
H23. 4. 1 ～	1級	2級	3級	—	4級	5級	6級	7級	8級	
	主事・技師	副主査	主査級		課長 補佐級	課長級	課長級 (所属長)	次長級	部長級	

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(大阪府)

大阪府においては、平成25年度より大阪府職員基本条例に基づく相対評価制度を本格実施したところ  
です。

令和5年度の昇給(令和6年1月)への反映にあたっては、令和4年度の相対評価結果を基本に、第  
五区分については、二次評価結果を加味して昇給の号給数を決定します。

相対評価の区分		昇給号給数	
		一年間	一年後の調整
第一区分	(S)	6号給	4号給
	(A)	5号給	4号給
第二区分	(A)	5号給	4号給
	(B)	4号給	—
第三区分(標準)		4号給	—
第四区分		3号給	4号給
第五区分	(B)	1号給	4号給
	(C)	0号給	—
	(D)	0号給	—

注1 ( )内は二次評価結果。

2 当該昇給号給数は、一般行政部門職員に適用するもの。

3 55歳(定年が年齢65年である職員にあつては、57歳)に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員  
については、昇給なし。

○昇給への人事評価の活用状況(大阪府)

令和4年4月2日から令和5年4月1日までにおけ る運用		管理職員		一般職員	
		昇給可能 な区分	昇給実績 がある区 分	昇給可能 な区分	昇給実績 がある区 分
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分				
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

### 3-4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当及び勤勉手当

大阪府			国		
一人当たり平均支給額（令和4年度） 1,650千円			—		
（令和4年度支給割合）			（令和4年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.200月分 (0.675月分)	1.000月分 (0.475月分)	6月期	1.200月分 (0.725月分)	0.950月分 (0.435月分)
12月期	1.200月分 (0.675月分)	1.000月分 (0.475月分)	12月期	1.200月分 (0.725月分)	1.050月分 (0.435月分)
計	2.400月分 (1.350月分)	2.000月分 (0.950月分)	計	2.400月分 (1.450月分)	2.000月分 (0.870月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

注1 一般の職員に係る支給割合。なお、（ ）内は、再任用職員に係る支給割合。

#### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（大阪府）

##### 概要

大阪府においては、平成25年度より大阪府職員基本条例に基づく相対評価制度を本格実施したところ  
です。

令和5年度の勤勉手当（6月期・12月期）への反映にあたっては、令和4年度の相対評価結果を基本  
に第五区分については、二次評価結果を加味して成績率を適用します。

【令和5年6月】

相対評価結果の区分	成績率		
	特定管理職員		特定管理職員 以外の職員
	部長級・次長級	課長級	
第一区分	151.2/100	147.3/100	127.5/100
第二区分	134.1/100	132.9/100	113.0/100
第三区分（標準）	117.0/100	118.5/100	98.5/100
第四区分	98.3/100	99.8/100	92.3/100
第五区分	(B)	94.5/100	96.0/100
	(C)	83.3/100	84.8/100
	(D)	72.0/100	73.5/100

注1 （ ）内は二次評価結果。



○勤勉手当への活用成績の反映状況（大阪府）

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

大阪府			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
（その他の加算措置）勤続25年以上の定年前勸奨退職者の退職年齢に応じ、退職手当の基礎となる給料月額の2～20%を加算。			（その他の加算措置）勤続20年以上の定年前早期退職者の退職年齢に応じ、退職手当の基礎となる給料月額の2～45%を加算。		
一人当たり平均支給額	2,971千円	13,084千円			

注1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額。

(3) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

地域手当支給実績 (令和4年度決算額)	37,631,886 千円		
地域手当支給職員一人当たり平均支給年額 (令和4年度決算額)	526,438 円		
支給対象地域 注1	大阪府 支給率	支給対象 職員数	国の制度 (支給率) 注2
大阪市、守口市	11.8%	23,497 人	16.0%
池田市、高槻市、大東市、門真市、高石市、大阪狭山市		7,093 人	15.0%
豊中市、吹田市、寝屋川市、松原市、箕面市、羽曳野市		11,888 人	12.0%
堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、 東大阪市、交野市		17,246 人	10.0%
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、 河内長野市、和泉市、摂津市、藤井寺市、泉南市、 四條畷市、阪南市、島本町、豊能町、忠岡町、熊取町、 田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村		14,621 人	6.0%
能勢町		86 人	—
東京都特別区	16.0%	26 人	20.0%
大津市 (府 6.0・国 10.0)、京都市 (府 9.4・国 10.0)、奈良市 (府 7.1・国 10.0)、精華町 (府 —・国 6.0)、府中市 (府 11.8・国 15.0)、千葉市 (府 11.8・国 15.0)、柏市 (府 11.8・国 6.0)、川崎市 (府 11.8・国 16.0)	左記参照	10 人	左記参照
海外派遣	—	0 人	—
医師	16.0%	45 人	16.0%
平均支給率	11.8%	—	11.9%

注 1 職員が配置されている市町村のみを記載。但し、医師は支給対象地域に関わらず 16.0%を支給 (国の制度も同様)。

2 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し、国の支給率で支給したと仮定した場合の加重平均。

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算額)	3,862,349 千円
支給職員一人当たり平均支給年額 (令和4年度決算額)	145,442 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)	37.1%
手当の種類 (手当数)	39

注1 支給内容は、[別表1]のとおり。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算額)	18,043,991 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算額) 注1	617,522 円
(知事部局)	(444,816 円)
(教育委員会)	(564,561 円)
(警察本部)	(592,273 円)
支給実績 (令和3年度決算)	18,164,857 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算) 注1	553,435 円

注1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

管理職手当	通勤手当	産業教育手当	夜間勤務手当
初任給調整手当	単身赴任手当	農林漁業普及指導手当	宿日直手当
扶養手当	へき地手当	災害派遣手当	管理職員特別勤務手当
住居手当	定時制通信教育手当	休日勤務手当	義務教育等教員特別手当

注1 支給内容は、[別表2]のとおり。

3-5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		給料月額等 注1	
給 料	知事 注1	1,520,000 円	(1,064,000 円)
	副知事	1,050,000 円	(903,000 円)
報 酬	議長	1,170,000 円	(819,000 円)
	副議長	1,030,000 円	(721,000 円)
	議員	930,000 円	(651,000 円)
期末手当 注2	知事	(令和4年度支給割合)	6月期 1.85月分 12月期 2.00月分 計 3.85月分
	副知事	(令和4年度支給割合)	6月期 1.90月分 12月期 2.05月分 計 3.95月分
	議長 副議長 議員	(令和4年度支給割合)	6月期 1.85月分 12月期 2.00月分 計 3.85月分
退職手当 注3	知事 注4	廃止	
	副知事	支給率 20/100	一任期の手当額 5,040,000 円

注1 給料及び報酬の( )内は、給与抑制に伴う減額後の月額。

2 期末手当は、上記支給割合による支給額から、知事は30%、副知事は15%の減額を実施。

3 退職手当は任期ごとに支給。「一期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、一期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額で、「給料月額×在職月数×支給率」で算定した額から50%の減額を実施した後の額。

4 大阪府特別職報酬等審議会の答申に基づき、退職手当を廃止し給料に還元する改定を平成27年11月27日から実施。

◇特殊勤務手当（警察職員以外）（令和5年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
危険現場作業手当	消防学校に勤務する職員	消防職員及び消防団員の教育訓練（特に危険なものとして人事委員会規則で定めるものに限る。）の業務に従事したとき	日額 320 円	7,810 千円
	港湾局その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	堤防その他の施設における足場が不安定であり、かつ、海、河川等への転落の危険が特に著しい箇所（人事委員会規則で定める箇所に限る。）において、調査、測量、検査、施設の維持修繕又は工事監督等の業務に従事したとき	日額 220 円	
	土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	地上又は水面上 10m以上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行う調査、測量、検査、工事の監督等の業務に従事したとき	日額 220 円又は 320 円	
	土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	保安林等定められた箇所における土砂の崩落又は落石の危険が著しい箇所において、調査、測量、検査、指導又は工事の監督等の業務に従事したとき	日額 300 円	
	土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路（一般交通の用に供されている車両の通行のための道路に限る。）の維持修繕等の業務に従事したとき	日額 300～1,100 円	
	寝屋川水系改修工営所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	掘削中のトンネル等の坑内（たて坑にあっては、深さが 10m以上の箇所に限る。）において行う調査、測量、検査又は工事の監督等の業務に従事したとき	日額 560 円	
火薬類等取扱手当	政策企画部危機管理室に勤務する職員	火薬類の爆発又は発火の危険がある場所で行う火薬類取締法に基づく立入り及び検査等及び火薬類の爆発又は発火の危険がある業務で人事委員会規則で定めるもの	日額 250 円又は 750 円	10 千円
		爆発その他災害が発生する恐れがある場所で行う高圧ガス保安法に基づく完成検査等の業務に従事したとき		
	計量検定所に勤務する職員	液化石油ガスメーターに係る計量法に基づく検定等の業務に従事したとき	日額 250 円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
犯則取締等手当	府税事務所、大阪自動車税事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	地方税法に基づく犯則事件の調査の業務(人事委員会規則で定めるものに限る。)に従事したとき	日額 550 円	22 千円
	健康医療部生活衛生室に勤務する職員	麻薬取締員が、麻薬及び向精神薬取締法に基づく業務で人事委員会規則で定める特に危険なものに従事したとき		
	環境農林水産部水産課に勤務する職員	漁業監督吏員であるものが、漁業法に基づく船舶における検査又は質問(これらのための船舶による追跡を含む。)の業務に従事したとき		
災害応急作業等手当	土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	気象警報下等に、漁港施設等定められた箇所において巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき	巡回監視 日額 480 円 その他の業務 日額 730 円	101 千円
	職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合等において、市町村長の避難の勧告、指示、警戒区域の設定等がされたときに、当該勧告若しくは指示に係る地域等において災害応急対策の業務に従事したとき	日額 1,080 円	
	石油コンビナート等災害防止法に基づき指名された職員が勤務する機関に勤務する職員	石油コンビナート等特別防災区域に係る災害が発生した場合等において、石油コンビナート等現地防災本部が設置されたときに、当該災害に係る箇所又はその周辺において災害状況の調査、巡回監視等の業務に引き続き 2 日以上従事したとき	日額 840 円	
	職員	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項に規定する原子力緊急事態宣言がされた場合(東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に係る場合を除く。)において、原災法第 17 条第 9 項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原災法第 2 条第 4 号に規定する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるものの敷地内において行う業務及び特定原子力事業所に係る原災法第 20 条第 2 項の規定によりされた原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う業務に従事したとき	日額 10,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額～日額 40,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
有害物取扱手当	保健所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	労働安全衛生法施行令により製造等が禁止される有害物等を使用して行う検査、試験又は研究の業務に1日につき2時間以上従事したとき	日額 250 円	98 千円
放射線取扱手当	保健所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	放射線を用いた撮影、撮影の補助、検査又は治療の業務に従事した場合で、月の初日から末日までの外部放射線の被ばく量（実効線量）が100 マイクロシーベルト以上であるとき	月額 7,000 円	0 千円
防疫等作業手当	保健所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	感染症に関し、感染症の患者又は感染症にかかっている疑いのある者に接する等の業務に従事したとき	日額 290 円	12,035 千円
	職員（大阪府家畜保健衛生所に勤務する獣医師を除く）	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会規則で定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の業務に従事したとき	日額 380 円（著しく危険である業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合にあっては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）	
	大阪府家畜保健衛生所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	豚熱のまん延を防止するために行う業務に従事したとき	日額 290 円	
	健康医療部生活衛生室その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	家畜伝染病等に関し、流行性脳炎等にかかり、又はかかっている疑いのある動物を取り扱う業務等に従事したとき	日額 290 円	
	保健所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	狂犬病予防法等に基づく予防注射等の業務に従事したとき	日額 290 円又は 450 円	
	職員	新型コロナウイルス感染症患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務	日額 3,000 円	

	職員	新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理	日額 3,000 円	
	職員	新型コロナウイルス感染症の病原体の検査又は培養のため当該病原体を取り扱う業務	日額 3,000 円	
	職員	新型コロナウイルス感染症の患者が療養を行っている施設における連絡調整に関する業務	日額 3,000 円	
	職員	新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務	日額 4,000 円	
	職員	新型コロナウイルス感染症患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に長時間にわたり接する業務	日額 4,000 円	



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
家畜防疫業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣 医師である職員	家畜伝染病予防法第二条に規定する家畜伝染病の防疫その他 の家畜の保健衛生に関する業務に従事したとき	日額 780 円	2,713 千円
死体取扱手当	監察医事務所に勤務する職員 (医師である職員を除く。)	死体の検案又は解剖に関する業務等に従事したとき	衛生検査技師：日額 650 円 衛生検査技師以外：日額 250 円	426 千円
	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る 災害対策基本法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本 部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するため、 死体の取扱いに関する業務で人事委員会規則で定めるものに 従事したとき。	1,000 円(人事委員会規 則で定める場合にあつ ては、2,000 円)を超え ない範囲内において人 事委員会規則で定める 額	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
税務手当	財務部税務局、府税事務所、大阪自動車税事務所に勤務する職員(管理職手当受給者を除く。)	<p>(1)出張を命ぜられて次に掲げる業務に従事したとき</p> <p>ア 納税者若しくは地方税法の規定に基づく質問検査権（質問に係るものに限る。）の対象となる者若しくはこれらの代理人又は同法に規定する犯則事件の犯則嫌疑者若しくは参考人（以下「納税者等」という。）に対し、対面又は対面に準ずる方法により行う府税の賦課徴収に係る交渉</p> <p>イ 納税者等の立会いの下又は納税者等に対し、対面により行う地方税法の規定に基づく滞納処分（官公署において当該官公署の職員の立会いの下又は当該官公署の職員に対し、対面により行うものを除く。）</p> <p>ウ 納税者等の立会いの下又は納税者等に対し、対面により行う府税の賦課徴収に係る調査（官公署又は資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第10項各号に掲げる者に対して行うものを除く。）</p> <p>エ 地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第142条の規定による搜索又は処分</p> <p>オ 府税の賦課徴収に係る調査（張込み又は尾行若しくは追跡の方法によるものに限る。）</p>	(1) 日額 750 円	10,395 千円
		(2)財務部税務局、府税事務所、大阪自動車税事務所において行う(1)ア、イ又はウに掲げる業務に従事したとき	(2) 日額 250 円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
精神保健福祉等業務 手当	保健所、こころの健康総合センターその他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	精神障害者等の診察の立会い等の業務に従事したとき	日額 300 円	774 千円
	健康医療部生活衛生室に勤務する職員	麻薬中毒者等の診察の立会い等の業務に従事したとき		
社会福祉等業務手当	子ども家庭センターに勤務する職員のうち	社会福祉主事	日額 600 円 (児童虐待防止法に規定する児童の安全確認、立入調査、その他の虐待対応業務を行った場合に 550 円加算)	5,135 千円
		児童福祉司		
		母子・父子自立支援員		
		医師		
	政策企画部青少年・地域安全室等に勤務する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)	子ども家庭センター、警察等関係機関と連携して行う業務のうち、少年に接して行う相談、調査又は指導の業務等に従事したとき	日額 230 円	日額 600 円
用地交渉等手当	土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。)の業務に1日につき2時間以上従事したとき	日額 650 円 深夜に行われた場合 日額 975 円	1 千円
夜間特殊業務手当	健康医療部食の安全推進課に勤務する職員	食品衛生監視員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる臨検、検査等の業務に従事したとき	1 回につき 410～1,100 円	368 千円
		食鳥検査員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる食鳥検査の業務に従事したとき		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
外国勤務手当	商工労働部成長産業振興室に勤務する職員	外国に駐在を命ぜられ、当該外国において、その命令に係る業務に従事したとき	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律に基づく在勤基本手当の80/100、住居手当限度額の80/100を限度額とする住居手当及び子女教育手当額の合計額に相当する額	14,811千円
教員特殊業務手当	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に勤務する教諭等で、高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の職務の級が1級・2級・特2級であるもの	学校の管理下において行う非常災害時における児童（幼児を含む。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務、児童又は生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務、児童又は生徒に対する緊急の補導の業務	週休日又は指定日等における従事時間に応じ日額3,750～16,000円	1,769,614千円
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの	その日に従事した時間が7時間45分以上あるとき	
		人事委員会規則で定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの	日額5,100円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）又は補習若しくは講習（正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）における児童又は生徒に対する指導の業務	週休日又は指定日等における従事時間に応じ 日額 1,800～3,600 円	
		入学試験に係る受験生の監督、採点又は合否判定の業務	週休日等に従事した時間が7時間45分以上であるとき 日額 900 円	
夜間教育等勤務手当	夜間中学校等に勤務する主幹教諭・指導教諭等	本務として、夜間学級で行う教育または養護の業務に従事したとき	日額 1,500 円	18,871 千円
	夜間中学校等に勤務する校長又は副校長若しくは教頭（夜間学級に係る校務を本務とする副校長又は教頭に限る。）	夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事したとき	日額 1,200 円	
種牛等取扱手当	農業に関する学科を置く府立学校に勤務する職員で農芸の業務を行うもの	種牛の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種牛を御する作業	日額 230 円	95 千円
		種牛の精液の採取の補助		
		雌牛への精液の注入又は受精卵の移植の補助		
		雌牛の分べんの補助		
		種牛等の検査又は治療で別に定める時に危険なものの補助		

◇特殊勤務手当（警察職員）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
捜査等業務手当	私服により業務に専従する職員	(1) 犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の業務 (2) (3) (9) アイの業務を除く) に従事したとき	日額 560 円 (捜査本部業務であるとき 日額 410 円加算)	618,637 千円
	交通部高速道路交通警察隊に勤務する職員で業務に専従するもの	(2) 高速自動車国道等において行う交通事故に係る実況見分その他の捜査の業務に従事したとき	日額 840 円 (夜間に行われた場合 日額 420 円加算)	
	交通部交通捜査課又は警察署に勤務する職員で業務に専従するもの	(3) 高速自動車国道等以外の道路において行う交通事故に係る実況見分その他の捜査の業務に従事したとき	日額 560 円 (夜間に行われた場合 日額 280 円加算)	
	業務に専従する職員	(4) 犯罪の現場において行う犯罪鑑識の業務に従事したとき	日額 560 円	
	刑事部鑑識課等に勤務する職員で業務に専従するもの	(5) (4) の業務以外の犯罪鑑識の業務に従事したとき (データの検索、抽出及び入力に係るものを除く)	日額 280 円	
	職員	(6) 指名手配のあった被疑者の身柄の護送又は引取り (大阪府の区域内のみにおいて行う護送又は引取りを除く) の業務に従事したとき	日額 330 円	
	職員	(7) 天皇又は皇族、内閣総理大臣、国賓その他身辺の安全を確保する必要がある者として警察本部長が別に指定する者に追従し、その身辺において行う警衛又は警護の業務に従事したとき	日額 640 円 (天皇または皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王に係る警衛の業務 日額 1,150 円)	
	職員	(8) 日本国外において、犯罪の捜査に関する情報を収集する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき	日額 1,100 円	
	職員	(9) 防弾チョッキを着用し、銃砲を携行して次の業務に従事したとき		
		ア銃砲等又はその疑いのある物を使用して行われている犯罪の現場における犯人の逮捕等	日額 1,640 円	
イ銃砲等を使用して犯罪を行った者又は銃砲刀剣類所持等取締法に違反して銃砲等を所持している者の逮捕 (アの犯罪の現場において行うものを除く)		日額 1,100 円		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
		ウ ア又はイの業務の補助の業務(人事委員会規則で定めるものに限る)	アの補助 日額 1,100 円 イの補助 日額 820 円	
		エ暴力団の相互間に対立が生じたことに伴い、凶器を使用しての暴力行為が発生し、又は発生するおそれのある場合における暴力団の事務所又は暴力団員の居宅に近接する場所において行う住民の安全を確保するための警備	日額 820 円	
		オ暴力団等から危害を受けるおそれのある者として大阪府警察本部長が指定した者の安全を確保するため、その者の周辺において行う警戒又はその者の住居、勤務先等の周辺の一定の場所にとどまって行う警戒	日額 820 円	
交通取締手当	交通部交通機動隊又は高速道路交通警察隊に勤務する職員で業務に専従するもの	(1)サイレン及び赤色の警光灯を備えた四輪の自動車(以下「緊急用四輪車」という)に乗車して行う、道路交通法等の法令に違反する者に対する取締り(以下「交通の取締り」という)の業務に従事したとき	日額 420 円	42,707 千円
	交通部交通機動隊又は高速道路交通警察隊に勤務する職員で業務に専従するもの	(2)サイレン及び赤色の警光灯を備えた二輪の自動車(以下「緊急用二輪車」という)に乗車して行う交通の取締りの業務に従事したとき	日額 560 円	
	業務に専従する職員	(3) (1) (2)に掲げるもののほか、道路において行う交通の取締りの業務に従事したとき	日額 310 円	
警ら手当	地域部地域総務課等に勤務する職員で業務に専従するもの	(1)緊急用四輪車に乗車して行う警らの業務に従事したとき	日額 420 円	492,086 千円
	地域部第一方面機動警ら隊等に勤務する職員で業務に専従するもの	(2)緊急用二輪車に乗車して行う警らの業務に従事したとき	日額 560 円	
	業務に専従する職員	(3)海上における警らの業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき	日額 1,100 円	
	業務に専従する職員	(4)警らの業務((1) (2) (3)の業務を除く)に従事したとき	日額 340 円	
航空手当	職員	(1)航空機に搭乗して次の業務に従事したとき ア イ以外の業務 イ航空機を 100m以下の高度で 30 分以上飛行させて行う海上の捜索、航空機を空中に停止させて行うつり上げの方法による救助その他人事委員会規則で定める特に危険な業務	ア 1 時間につき 1,900~5,100 円 イ 1 時間につき 2,470~6,630 円	25,793 千円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
	地域部航空隊に勤務する職員 で業務に専従するもの	(2)航空機の整備の業務に従事したとき	日額 1,140 円	
	職員	(3) (1)の業務で飛行中の航空機からの降下を伴い、又は船舶を離陸若しくは着陸の場所として行うもの(以下「降下等業務」という)に従事した日がある場合	降下等業務に従事した日の属する月の航空手当の総額は、(1)の額に降下等業務に従事した日1日につき 870 円加算	
爆発物取扱等作業手当	爆発物の処理に従事する職員として警察本部長が指定する職員	(1)爆発物(人の生命、身体又は財産に害を加えるために使用される物に限る)(その疑いのあるものとして通報を受けた物を含む。以下同じ)の処理の業務で人事委員会規則で定める特に危険な業務に従事したとき (2) (1)の業務以外の爆発物の処理の業務に従事したとき	(1)爆発物の処理1件につき 5,200 円 (2)日額 460 円	276 千円
	職員	火薬類取締法に基づく立入り及び検査等又は高圧ガス保安法に基づく立入り及び質問の業務で人事委員会規則で定める特に危険なものに従事したとき	日額 250 円	
	職員	高圧ガスを容器に充填する業務に従事したとき	日額 300 円	
	職員	(1)サリン等又はその疑いのある物質等(以下「特殊危険物質等」という)の発散等の現場において行う救助その他の業務に従事したとき	日額 2,600 円	
		(2) (1)の現場以外の場所における特殊危険物質等に対して行う回収その他の業務に従事したとき		
		(3) (1) (2)のほか、特殊危険物質等による被害を受けるおそれのある区域内において行う避難誘導その他の業務に従事したとき	日額 250 円	
特別救助等手当	職員	(1)潜水器具その他人事委員会規則で定める物を着用し、潜水して行う救助又は搜索の業務に従事したとき	1時間につき 310～780 円	0 千円
	職員	(2)異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場所又はその周辺において行う救助、警備等の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき	日額 840 円	
	職員	(3)海外の地域において、国際緊急援助活動を行う業務に従事したとき	日額 4,000～8,000 円	



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
	職員	(4) (2)の業務に従事した場合で、引き続き2日以上当該業務に従事し、又は市町村長の避難の勧告、指示、警察官等の避難の指示がされた地域若しくは警戒区域その他これらに準ずる区域として人事委員会規則で定める区域内において当該業務に従事したとき	日額 1,680 円	
	職員	(5)原子力災害対策特別措置法に規定する原子力緊急事態宣言がされた場合において、次に掲げる業務に従事したとき（東日本大震災に係るものは除く）		
		ア特定原子力事業所の敷地内（原子炉建屋内）において行う業務	日額 40,000 円以内	
		イ特定原子力事業所の敷地内（ア以外）において行う業務	日額 20,000 円以内	
		ウ人事委員会規則で定める区域において行う業務	日額 10,000～20,000 円以内	
核物質輸送警備手当	職員	特定核燃料物質で人事委員会規則で定めるものの輸送の警備の業務に従事したとき	日額 640 円	0 千円
危険現場作業手当	総務部施設課に勤務する職員	地上 10m以上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行う調査、検査又は工事の監督の業務に従事したとき	日額 220～320 円	612 千円
	総務部施設課等に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路（一般交通の用に供されている車両の通行のための道路に限る）での信号機、道路標識、道路標示その他交通の規制を行うために必要な施設（以下「信号機等」という）の設置等に伴う調査、検査又は工事の監督の業務に従事したとき	日額 300 円	
災害応急作業手当	総務部施設課等に勤務する職員	(1)異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある場所において行う巡回監視又は応急作業の業務（警察の活動の拠点となる施設又は信号機等に係るものに限る）に従事したとき	巡回監視 日額 480 円 応急作業 日額 730 円	0 千円
		(2)市町村長の避難の勧告、指示、警察官等の避難の指示がされた地域又は警戒区域その他これらに準ずる区域として人事委員会規則で定める区域内において(1)の業務に従事した場合	(1)にかかわらず 日額 1,080 円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
看守手当	総務部留置管理課等に勤務する職員で業務に専従するもの	留置施設に留置されている者の看守又は護送の業務に従事したとき	日額 330 円	72,331 千円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる警察の活動に係る業務(人事委員会規則で定める業務に限る)に従事したとき	日額 410～1,100 円	554,891 千円
死体取扱手当	職員	直接死体を取り扱う業務に従事したとき	取り扱った死体 1 体につき 1,600～3,200 円	154,762 千円
緊急呼出手当	職員	正規の勤務時間以外の時間に緊急に呼出しを受けて、事件又は事故を処理する業務に従事したとき	1 回につき 1,240 円	64 千円
車両点検整備手当	総務部装備課に勤務する職員	自動車の点検又は整備の業務に従事したとき	日額 250 円	641 千円
放射線取扱手当	警務部健康管理センターに勤務する職員	放射線を用いた撮影又は撮影の補助の業務に従事したとき	月額 7,000 円 (月の初日から末日までの外部放射線の被ばく量(実効線量)が 100 マイクロシーベルト以上であるとき)	0 千円
結核患者指導等手当	警務部健康管理センターに勤務する職員	結核患者の指導、検診若しくは治療、結核菌が付着している物の処理又は結核菌の検査の業務に従事したとき	日額 290 円	0 千円
警察用船舶運航手当	大阪水上警察署に勤務する職員で業務に専従するもの	船舶の運航の業務に従事したとき	日額 200 円	1,666 千円
少年補導手当	生活安全部少年課に勤務する職員で業務に専従するもの(警察官を除く)	少年を補導し、又は少年に関する相談に応ずる業務に従事したとき	日額 400 円	488 千円
通信指令手当	地域部通信指令室等に勤務する職員で業務に専従するもの	電話による緊急の通報を受ける業務又はその通報に対応して必要な処置を命ずる業務に従事したとき	日額 290 円	48,526 千円
用地交渉等手当	総務部施設課等に勤務する職員	事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く)の業務に 1 日につき 2 時間以上従事したとき	日額 650 円 (深夜に行われた場合 日額 975 円)	0 千円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
東日本大震災に係る 特別救助等手当の特 例	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる業務に従事したとき		5,347千円
		ア東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内（原子炉建屋内）において行う業務	日額40,000円	
		イ東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内（免震重要棟内）において行う業務	日額3,330円	
		ウ東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内（ア及びイ以外）において行う業務	日額13,300円	
		エ帰還困難区域に設定することとされた区域の屋外において行う業務	日額6,600円 (従事した時間が4時間に満たない場合は3,960円)	
		オ帰還困難区域に設定することとされた区域の屋内において行う業務	日額1,330円	
		カ居住制限区域に設定することとされた区域の屋外において行う業務	日額3,300円 (従事した時間が4時間に満たない場合は1,980円)	
		キ居住制限区域に設定することとされた区域の屋内において行う業務	日額660円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和4年度決算見込)
新型コロナウイルス感染症関係				20,243千円
捜査等業務手当の特例	職員	新型コロナウイルス感染症患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者（以下「感染者等」という。）に接する業務	日額 3,000円	
		新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務	日額 4,000円	
		感染者等に長時間にわたり接する業務		
		新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理	日額 3,000円	
		新型コロナウイルス感染症を人に感染させるおそれがある死体の収容、検証等の業務に従事した場合で、直接死体を取り扱ったとき。		
		新型コロナウイルスのまん延を防止するために行う留置施設等の消毒の業務		
		新型コロナウイルス感染症の患者が療養を行っている施設において行う業務		
交通取締手当の特例	職員	感染者等に接する業務	日額 3,000円	
警ら手当の特例				
特別救助等手当の特例		新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務	日額 4,000円	
看守手当の特例		感染者等に長時間にわたり接する業務		
少年補導手当の特例				

◇その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価等				国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算見込)		
							支給実績 (千円)	支給職員一人当たり 平均支給年額(円)	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職務の級及び職の区分に応じて定額を支給 【支給単価等】44,500～150,900円				同		2,832,807	882,701	
初任給調整手当	医師免許又は歯科医師免許を必要とする職で採用困難と認められる職に採用された職員に、採用の日から一定期間支給 【支給単価等】251,200円の範囲内で採用の日から35年以内、1年を経過するごとにその額を減じて支給				異	5種の区分に応じて184,700円の範囲内で支給	124,370	1,516,707	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 【支給単価等】				同		7,890,555	252,030	
		行政職 5級以下	行政職 6級	行政職 7級以上					
	配偶者		6,500円	3,500円					0円
	配偶者以外の 扶養親族	子 父母等	10,000円						
	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		一人当たり5,000円加算						

手当名	内容及び支給単価等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算見込)	
				支給実績 (千円)	支給職員一人当たり 平均支給年額 (円)
住居手当	住居を賃借している職員に支給 【支給単価等】	同		5,577,780	324,098
	・住居を賃借し、月額16,000円以上の家賃を支払っている職員 家賃が月額27,000円以下→家賃-16,000円 家賃が月額27,000円を超える場合 →(家賃-27,000円)×1/2+11,000円 (支給限度額28,000円)				
通勤手当	職員が通勤のため交通機関等を利用し、かつ、運賃等を負担している場合及び自転車等により通勤している場合並びに両者を併用している場合に支給 【支給単価等】	異	交通用具等を利用している職員で、身体に障害を有する者 →2,900～43,600円の範囲内で距離に応じて支給	9,551,204	278,124
	・交通機関を利用し運賃等を負担している職員 →一月当たり55,000円まで支給				
	・交通用具等を利用している職員 →距離に応じて支給 2,000～31,600円				
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給 【支給単価等】 月額30,000円(職員の住居と配偶者の住居(配偶者のない職員については子の住居)との間の交通距離が100km以上の職員については交通距離に応じて加算した額(8,000～70,000円))	同		41,514	439,302

手当名	内容及び支給単価等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算見込)	
				支給実績 (千円)	支給職員一人当たり 平均支給年額 (円)
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地に所在する小学校、中学校、高等学校及び共同調理場並びにこれらに準ずる学校及び共同調理場に勤務する職員に支給 【支給単価等】 へき地性の度合いに応じて1級から5級までのへき地学校等及び準ずる学校等との6段階の支給区分があり、支給額は、給料の月額と扶養手当の月額の合計額に支給区分に応じた支給割合(4/100~25/100)を乗じて得た額とする	—	—	0	0
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する教育職員に支給 【支給単価等】	—	—	174,026	375,528
	管理職手当受給者				
	管理職手当受給者以外	日額 1,500 円			
産業教育手当	農業又は工業に関する課程を置く高等学校に勤務する教育職員に支給 【支給単価等】 月額 21,000 円(定時制通信教育手当を受けるものにあつては 13,000 円)	—	—	193,952	255,873
農林漁業 普及指導手当	農業、林業若しくは水産業を行い、又はこれらに従事する者に接して、農業、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導する職員(普及指導員、林業普及指導員)に支給 【支給単価等】 給料月額×4%	—	—	6,460	181,972

手当名	内容及び支給単価等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算見込)		
				支給実績 (千円)	支給職員一人当たり 平均支給年額 (円)	
災害派遣手当	災害応急対策等のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員に支給 【支給単価等】 滞在した期間及び利用施設の区分に応じた額 (日額 3,970~6,620 円)	—	—	0	0	
休日勤務手当	国民の祝日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 【支給単価等】 休日勤務1時間につき勤務1時間あたりの給与額に135/100を乗じて得た額	同		6,200,965	521,192	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 【支給単価等】 深夜勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額に25/100を乗じて得た額	同		2,341,316	205,919	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 【支給単価等】	異		3,571,979	340,667	
	一般の宿日直勤務		5時間以上 1回 6,700 円			1回 4,400 円
			5時間未満 1回 3,350 円			1回 2,200 円
		執務時間が午前9時から午後1時までとされている日 1回 3,350 円	1回 2,200 円			



手当名	内容及び支給単価等		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算見込)	
					支給実績 (千円)	支給職員一人当たり 平均支給年額 (円)
	人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務	5時間以上	1回 7,900 円		1回 7,400 円	
		5時間未満	1回 3,950 円		1回 3,700 円	
		執務時間が午前9時から午後1時までとされている日	1回 3,950 円		1回 3,700 円	
管理職員 特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当が支給される職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は国民の祝日等に勤務した場合に支給</li> <li>・管理職手当が支給される職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給</li> </ul> <b>【支給単価等】</b> 管理職手当の支給区分等に応じ、勤務1回につき4,000～12,000円(指定職18,000円)。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は150/100を乗じて得た額		同		61,358	352,126
義務教育等 教員特別手当	義務教育諸学校、高等学校等の教育職員に支給 <b>【支給単価等】</b> 職務の級及び号給に応じて2,000～8,000円		—	—	2,307,131	56,693

## 4 勤務時間その他の勤務条件

### 4-1 勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

#### (1) 一般行政部門職員及び警察職員

	一般行政部門職員	警察職員
正規の勤務時間	週 38 時間 45 分	
勤務時間の開始時刻	9:00	
勤務時間の終了時刻	17:30	17:45
休憩時間	12:15～13:00	12:00～13:00

注1 地方公務員法第3条に規定する地方公務員の一般職に属する職員のうち、技能労務職員以外の職員で、交替制勤務職員は含まない。

#### (2) 府立学校教職員

区 分 注1	全日制課程	夜間定時制の課程及び クリエイティブスクールⅢ部
正規の勤務時間	週 38 時間 45 分	
勤務時間の開始時刻	8:30	13:15
勤務時間の終了時刻	17:00	21:45
休憩時間	11:00～14:00 の間に 45 分間	14:00～17:45 の間に 45 分間

注1 各時刻については、学校により異なる場合がある。

#### (3) 府費負担教職員（政令市・豊能地区におけるこれらの職員を除く。）

区 分	全日制課程	夜間中学校
正規の勤務時間	週 38 時間 45 分	

### 4-2 年次有給休暇の使用状況

	総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
	A 注1	B 注2	C 注3	B/C	B/A
(1) 一般行政部門職員	285,267.8 日	97,515 日	7,653 人	12.7 日	34.2%
(2) 府立学校教職員	517,181.9 日	248,932.1 日	14,704 人	16.9 日	48.1%
(3) 警察職員	850,796 日	278,291 日	21,548 人	12.9 日	32.7%

注1 総付与日数は、令和4年1月1日現在（府立学校教職員については、同年4月1日現在）において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したもの。

2 総使用日数とは、全対象職員の取得した年次有給休暇の合計数。

3 全対象職員とは、令和4年1月1日から同年12月31日まで（府立学校教職員については令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の全期間を在職した職員で、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除いたもの。

4-3 休暇等の導入状況（令和5年4月1日現在）

項目	付与日数 注1
年次休暇	1 暦年につき 20 日
特別休暇	
官公署への出頭	必要と認める日又は時間
公民権の行使	必要と認める日又は時間
産前産後	出産予定日 8 週（多胎 16 週）前から出産後 8 週間の期間で必要とする期間。 流産、早死産その他やむを得ない事情のある場合、産前産後を通じて 16 週間（多胎 24 週、ただし出産日以後の期間は 16 週間限度）
育児時間	生後 1 年 6 月まで、1 日 2 回（30 分と 1 時間）
生理	1 回につき 2 日以内で必要と認める期間
交通の制限・遮断	必要と認める日又は時間
非常災害又は交通機関の事故等	必要と認める日又は時間
現住居滅失・破壊	1 週間以内で必要と認める期間
非常災害又は交通機関の事故等における危険回避	必要と認める時間
ドナー	必要と認める日又は時間
服喪	7 日（父母、配偶者又は子）、3 日（祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者又は配偶者の父母）、1 日（孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば並びにおじ又はお婆の配偶者）
結婚	5 日以内で必要と認める期間
配偶者の出産	配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの間において 2 日以内で必要と認める日又は時間
配偶者の育児参加休暇	配偶者の産前 8 週間及び産後 1 年の期間内に 5 日以内で必要と認める日又は時間
妊娠障害（つわり等）	2 週間以内で必要と認める期間
妊産婦健康診査	4 週に 1 回（妊娠 23 週まで）、2 週に 1 回（妊娠 24 週から 35 週まで）、1 週に 1 回（妊娠 36 週から出産まで）、1 回（出産後 1 年まで）
妊婦通勤緩和	妊娠中の職員が産前休暇をとるまでの間において業務に支障のない限り 1 日につき 1 時間以内で必要と認める時間
子の看護	中学校就学前の子を養育する職員で 1 暦年につき 5 日（中学校就学前の子を 2 人以上養育する職員にあっては、10 日）以内で必要と認める日又は時間
短期介護休暇	被介護人のある職員で 1 暦年につき 5 日（当該被介護人が 2 人以上の場合にあっては、10 日）以内で必要と認める日又は時間
夏期	6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内に 5 日以内で必要と認める期間

項 目		付与日数
	障がいのある職員の補助犬貸与、補装具、日常生活用具等の給付等	最小限度必要と認める日又は時間
	ボランティア休暇	1 暦年につき 5 日以内
	かくだん 喀痰培養	喀痰培養の結果が判明するまでの間において特に出勤を停止された者について認められた期間。ただし、培養の結果が陽性と判明した場合は、さかのぼって休養として取り扱う。
	出生サポート休暇	1 暦年につき 5 日※以内（日又は時間） ※体外受精等の不妊治療である場合、最大 10 日
	病気休暇 注2	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間
	介護休暇 注3	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算 180 日を限度として必要と認める日又は時間（6 回以内 注4）
	介護時間 注3	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内で、1 日につき 2 時間まで
	子育て部分休暇	1 日につき 2 時間まで
	就業禁止（労働安全衛生法第 68 条に基づくもの）	最大連続 90 日（大阪府の休日に関する条例第 2 条第 1 項に規定する府の休日を含む。）
	介護欠勤 注3	1 暦年につき断続的に 30 回以内
	年末年始の休み（休日）	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間

注 1 付与日数について、府立学校教職員の場合は、1 会計年度当たりの日数。

2 病気休暇を 90 日（大阪府の休日に関する条例第 2 条第 1 項に規定する府の休日を含む。）を超えて取得することにより勤務しない場合は、その超えた日数の給料が半額となる。

3 介護休暇及び介護時間を取得し、又は介護欠勤をした時間は、無給となる。

4 府立学校教職員の場合は、4 回以内。

4-4 介護休暇の取得状況

(1) 一般行政部門職員

	介護 休暇 取得 者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員 (人)	4	4	1	3	0	0	0	0	0	0
女性職員 (人)	3	3	0	1	2	0	0	0	0	0
計 (人)	7	7	1	4	2	0	0	0	0	0

	休暇の取得形式			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員 (人)	4	4	0	0
女性職員 (人)	3	3	0	0
計 (人)	7	7	0	0

	介護休暇承認期間						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員 (人)	4	2	0	1	0	1	0
女性職員 (人)	3	1	0	1	1	0	0
計 (人)	7	3	0	2	1	1	0

(2) 府立学校教職員及び府費負担教職員（政令市・豊能地区におけるこれらの職員を除く。）

	介護 休暇 取得 者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員 (人)	37	37	5	27	3	0	2	0	0	0
女性職員 (人)	65	65	2	46	12	1	0	3	0	1
計 (人)	102	102	7	73	15	1	2	3	0	1

	休暇の取得形式			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員（人）	37	10	19	8
女性職員（人）	65	33	25	7
計（人）	102	43	44	15

	介護休暇承認期間						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員（人）	37	27	3	0	2	3	2
女性職員（人）	65	31	13	9	6	2	4
計（人）	102	58	16	9	8	5	6

(3) 警察職員

	介護 休暇 取得 者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員 （人）	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
女性職員 （人）	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
計 （人）	3	3	2	0	1	0	0	0	0	0

	休暇の取得形式			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員（人）	2	2	0	0
女性職員（人）	1	1	0	0
計（人）	3	3	0	0

	介護休暇承認期間						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員（人）	2	1	1	0	0	0	0
女性職員（人）	1	0	0	0	0	1	0
計（人）	3	1	1	0	0	1	0

## 5 休業

### (1) 一般行政部門職員

#### ア 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間 勤務 取得者数	令和4年度中に新たに育児休業等が 取得可能となった職員 (育児休業等対象者数)			
				うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児 短時間 勤務 取得者数	
男性職員 (人)	87	10	2	168	61	0	1
女性職員 (人)	188	96	10	132	98	6	0
計 (人)	275	106	12	300	159	6	1

イ 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の承認期間（令和4年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

#### (ア) 育児休業承認期間

	育児休業承認期間						
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月 以下	1年6月 超え 2年以下	2年超え 2年6月 以下	2年6月 超え	合計
男性職員 (人)	67	14	4	0	0	0	85
女性職員 (人)	45	68	32	14	6	19	184
計 (人)	112	82	36	14	6	19	269

## (イ) 部分休業承認期間

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員 (人)	10	0	0	0	0	0	10
女性職員 (人)	96	0	0	0	0	0	96
計 (人)	106	0	0	0	0	0	106

	一日の部分休業取得時間 (平均)					合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え		
男性職員 (人)	1	6	3	0		10
女性職員 (人)	13	34	23	26		96
計 (人)	14	40	26	26		106

## (ウ) 育児短時間勤務承認期間

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員 (人)	0	0	1	1	2
女性職員 (人)	2	1	2	5	10
計 (人)	2	1	3	6	12



(2) 府立学校教職員及び府費負担教職員（政令市・豊能地区におけるこれらの職員を除く。）

ア 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時勤務 取得者数	令和4年度中に新たに育児休業等が 取得可能となった職員 (育児休業等対象者数)			
				うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務 取得者数	
男性職員 (人)	270	52	24	1,014	264	52	23
女性職員 (人)	1,186	603	242	982	1,140	603	236
計 (人)	1,456	655	266	1,996	1,404	655	259

イ 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の承認期間（令和4年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間

	育児休業承認期間						
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月 以下	1年6月 超え 2年以下	2年超え 2年6月 以下	2年6月 超え	合計
男性職員 (人)	177	76	6	5	0	0	264
女性職員 (人)	91	386	321	201	61	80	1,140
計 (人)	268	462	327	206	61	80	1,404

(イ) 部分休業承認期間

	部分休業承認期間						
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	合計
男性職員 (人)	52	0	0	0	0	0	52
女性職員 (人)	603	0	0	0	0	0	603
計 (人)	655	0	0	0	0	0	655

	一日の部分休業取得時間（平均）				
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計
男性職員 （人）	15	25	8	4	52
女性職員 （人）	137	226	139	101	603
計 （人）	152	251	147	105	655

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

	育児短時間勤務承認期間				
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	合計
男性職員 （人）	1	2	0	20	23
女性職員 （人）	17	17	7	195	236
計 （人）	18	19	7	215	259

(3) 警察職員

ア 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間 勤務 取得者数	令和4年度中に新たに育児休業等が 取得可能となった職員 (育児休業等対象者数)			
				うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児 短時間 勤務 取得者数	
男性職員 (人)	435	4	2	1,140	279	1	0
女性職員 (人)	182	131	17	182	167	0	0
計 (人)	617	135	19	1,322	446	1	0

イ 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の承認期間（令和4年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間

	育児休業承認期間						
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月 以下	1年6月 超え 2年以下	2年超え 2年6月 以下	2年6月 超え	合計
男性職員 (人)	429	4	0	0	0	2	435
女性職員 (人)	3	19	7	2	1	150	182
計 (人)	432	23	7	2	1	152	617

(イ) 部分休業承認期間

	部分休業承認期間						
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	合計
男性職員 (人)	4	0	0	0	0	0	4
女性職員 (人)	126	5	0	0	0	0	131
計 (人)	130	5	0	0	0	0	135

	一日の部分休業取得時間（平均）				
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計
男性職員 （人）	1	1	0	2	4
女性職員 （人）	18	34	41	38	131
計 （人）	19	35	41	40	135

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

	育児短時間勤務承認期間				
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	合計
男性職員 （人）	1	0	0	1	2
女性職員 （人）	8	3	1	5	17
計 （人）	9	3	1	6	19

## 6 分限処分及び懲戒処分

### 6-1 分限処分

令和4年度に、地方公務員法第28条の規定により行った分限処分は、次のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	計
知事部局等(人)	0	430	0	0	430
教育委員会(人)	1	942	0	0	943
警察本部(人)	0	255	0	0	255

注1 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上。

### 6-2 懲戒処分

令和4年度に、地方公務員法第29条の規定により行った懲戒処分は、次のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	計
知事部局等(人)	1	5	5	1	12
教育委員会(人)	18	7	22	4	51
警察本部(人)	3	2	9	5	19

注1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上。

## 7 服 務

### 7-1 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法第35条の規定により、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則で定める場合においては、限定的に当該義務を免除することがあります。

(令和4年度)

区分	研修参加	厚生計画参加	その他	合計
一般行政部門職員	291件	4,632件	11,169件	16,092件
府立学校教職員	740件	4,337件	18,923件	24,000件
警察職員	220件	6,057件	29,911件	36,188件

※その他については、新型コロナウイルスに関する件数を含む。

### 7-2 営利企業等の従事制限に関する許可等

職員は、地方公務員法第38条第1項の規定により営利企業等への従事が制限されていますが、任命権者の許可を受けた場合においては、営利企業等に従事することが認められています。

区 分	令和4年度件数 注1
一般行政部門職員	58件
府立学校教職員	908件(21件)
警察職員	33件

注1 ( )内は教育公務員特例法第17条第1項の規定による許可件数で内数。

## 8 退職管理

職員の退職管理に関する条例第4条の規定により、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの間に元職員から届出のあった再就職の状況については、次のとおりです。

### 8-1 再就職状況公表者数

	公表者数	うち人材バンク制度を利用した者	(参考) 令和4年度の管理職退職者数
知事部局等 注1	110名 (79名)	81名(52名)	92名
府立学校	25名 (16名)	5名(3名)	76名
府警察本部	69名 (69名)	66名(66名)	68名
合計	204名 (164名)	152名(121名)	236名

( ) 内は、管理職であった者の数で内数。

注1 知事部局等には、他の任命権者（府議会議長・教育委員会（府立学校を除く。）・選挙管理委員会・代表監査委員・人事委員会）を含む。

8-2 主な再就職先ごとの内訳

	注1 指定出 資法人	注2 職員を 派遣し ている 団体	注3 指定出 資法人 の子法 人等	注4 府が財政 的援助を している 法人	注5 行政上の処 分に関する 事務に職務 として携わ った法人	国及び 他の地 方公共 団体	その他の 民間企業 (株式会 社・有限 会社)	左記以外 の法人	合 計
知事部局等	18名 (18名)	12名 (12名)	1名 (1名)	28名 (21名)	0名 (0名)	16名 (7名)	20名 (16名)	18名 (6名)	113名 (81名)
府立学校	2名 (2名)	1名 (1名)	0名 (0名)	21名 (1名)	0名 (0名)	0名 (0名)	0名 (0名)	1名 (1名)	25名 (5名)
府警察本部 注6	0名 (0名)	3名 (3名)	0名 (0名)	16名 (16名)	0名 (0名)	1名 (0名)	43名 (42名)	7名 (6名)	70名 (67名)
合計	20名 (20名)	16名 (16名)	1名 (1名)	65名 (38名)	0名 (0名)	17名 (7名)	63名 (58名)	26名 (13名)	208名 (153名)

( )内は、人材バンク制度を利用した者の数で内数。

※表中の値は、再就職先の延べ人数となるため、「1. 再就職状況公表者数」の値とは一致しない。

注1 大阪府職員基本条例（以下「条例」という。（警察職員は規制対象外））第32条第1項第1号「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例(平成18年大阪府条例第71号)第2条第1項に定める出資法人等」

注2 条例第32条第1項第2号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年大阪府条例第71号)第2条第1項に規定する団体(前号に掲げるものを除く。)」

注3 条例第32条第1項第3号の「出資法人等が財務及び事業の方針を事実上決定できる法人として規則で定めるもの」

注4 条例第32条第1項第4号「府が負担金、補助金又は交付金その他の財政的援助をしている法人であって、当該財政的援助がなければその運営に多大の影響を及ぼすものとして規則で定める法人（過去2年間のいずれかの年度に府が交付した負担金、補助金若しくは交付金の総額が300万円以上の法人又は府が金銭の出資若しくは貸付けを行っている法人）」

注5 条例第32条第2項「離職前5年間に営利企業又は営利企業以外の法人に対して行われる行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分に関する事務に職務として携わった管理職職員等は、離職後2年間、当該職務に係る営利企業又は営利企業以外の法人に就職することができない。」

注6 府警察本部における警察職員は条例の規制対象外（条例第1条）



## 9 職員の研修

大阪府職員の研修は、地方公務員法の規定に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、各任命権者が実施することとなっています。

### 9-1 知事が実施する研修

知事は、職員の公務員精神の涵養と職務遂行能力の向上を図り、府政の適正かつ効率的な運営に資することを目的として、大阪府職員研修規程に基づき、毎年度、職員研修計画を定め、研修を実施しています。

令和4年度は、以下のとおり、センター研修、部局・職場研修及び自主研修の支援を実施しました。なお、他の任命権者の所属職員（府立学校教員及び警察職員を除く。）についても、知事が実施する研修に参加しました。

#### (1) センター研修

府職員として共通に必要な知識、能力及び資質の向上に関する研修を実施しました。

#### ア 階層別研修

各階層に応じて求められる基本的な知識及び能力の習得。

#### イ キャリア形成支援研修

キャリア全体を見据えた職員の育成と業務に必要な個別のスキル向上。

(2) センター研修実施状況

ア 階層別研修

区 分			人数 (人)
主事・技師級	新規採用職員研修	採用前研修	248
		採用時研修	527
		障がい福祉研修	488
	主事・技師級職員研修Ⅱ (採用2年目職員)	公民戦略連携デスク体験実習	35
		全体講義	503
	主事・技師級職員研修Ⅲ (採用3年目職員)	全体講義	392
政策形成の基礎		243	
副主査	新任副主査研修		287
主査級	新任主査級職員研修【全体講義】		224
	主査級職員研修【マネジメント基礎】		200
課長補佐級	新任課長補佐級等職員研修【全体講義】		189
	人権問題研修		149
	課長補佐級研修【マネジメント上級】		132
課長級	新任課長級職員研修【全体講義】		90
	課長級研修【マネジメント応用】		70
管理職	管理職研修		754
	DXマインド醸成セミナー		751
評価者	評価者研修【制度説明】		187
	評価者研修【事例研修】		256
	評価者研修【面談研修】		77
	評価者研修【評価傾向診断】		—
	評価者研修【開示面談実践研修】		218
再任用	再任用職員研修		168
合 計			6,188

イ キャリア形成支援研修

区 分		人数 (人)
採用1年目	採用1年目キャリア研修(キャリア1)	517
若手職員	若手職員キャリアサポート研修(キャリア4)	381
	若手職員キャリアサポート研修(キャリア10)	228
	女性活躍推進研修	252
キャリアデザイン	キャリアデザイン研修	25
基礎・実務能力育成系	民法研修(総則・物権・債権)	176
	行政法研修	235
	地方自治法研修	218
	自治体法務研修	148
	CS向上・接遇パワーアップ研修	199
	プレゼン・インストラクションスキル研修	140
	簿記研修	105
	視覚障がい者に関する理解を深める研修	31
	聴覚障がい者に関する理解を深める研修	11
	効果の上がる会議の進め方研修	16
	業務改善PCスキル研修(Excel 中級への道)	42
	業務改善PCスキル研修(Excel 上級への道)	38
	クレーム対応研修(基礎編)	45
	クレーム対応研修(上司編)	42
業務改善PCスキル研修(PowerPointの効果的な活用法)	55	
実務能力・管理能力育成系	主査級昇任考査必須研修 戦略的思考力パワーアップ研修	180
	主査級昇任考査必須研修 リスクマネジメント研修	177
	主査級昇任考査必須研修 コミュニケーション研修	78
	主査級昇任考査必須研修 財務分析基礎研修	79
	マーケティングに学ぶ戦略的思考力強化研修	12
個別キャリア関連	部下職員指導支援研修	166
	仕事力向上・コンプライアンス研修I・II	45
	コミュニケーション力、折衝・調整力、CS向上研修I・II	22
	チームワーク強化研修I・II	15
	業務改善・改革力向上研修I・II	15
	ジョブトレーナー等指導力向上研修	439

外部機関実施研修	人権研修指導者養成研修	2
合 計		4,134

(3) 部局等・職場研修

各部局・職場において、業務に関する固有の課題並びに知識及び能力の向上に関する研修を実施しました。

(4) 自主研修の支援

職員が自発的、自主的に学習する研修を支援しました。

ア 自主学習グループ

自主学習グループに対する研修室の時間外開放及び研修教材等の貸出し。

- ・活動グループ数 1グループ

イ 長期自主研修支援制度

職員が職務に関連して自らの資質の向上を図る目的で、大学・大学院等の研究機関で自主的に行う長期の調査研究又は指導を支援。

- ・適用人数 3名

ウ 短期自主研修制度

職員が職務に密接に関連する課題について国内又は国外で自主的に行う短期の調査研究を支援。

- ・適用人数 0名

## 9-2 教育委員会が実施する研修

大阪府教育委員会では、教育公務員特例法の規定に基づき、教職員の専門的知識・技能と実践的指導力の向上を図るため、教育の今日的課題を的確にとらえ、将来的展望に立って体系化された研修計画に基づいて研修を実施し、その成果を学校・地域の教育活動の推進に活用できるよう取り組んでいます。

令和4年度は、以下のとおり総合研修、課題別研修及び授業力向上研修を実施しました。

### (1) 府立学校教職員に対する研修

#### ア 総合研修

区 分	受講決定者数 (人)
初任者	781
新規採用者	65
教職等経験者	1,531
管理職等	604
首席・指導教諭・リーダー養成等	741
養護教諭・栄養教諭	18
実習教員・寄宿舎指導員	98
合 計	3,838

#### イ 課題別研修

区 分	受講決定者数 (人)
人権教育	1,344
支援教育	185
教育相談・生徒指導	366
情報教育	0
その他の教育課題	231
合 計	2,126

ウ 教科別研修

区 分	受講決定者数 (人)
授業づくり全般	23
国語	8
社会・地理歴史・公民	11
算数・数学	4
理科	28
保健体育	26
芸術	25
外国語	101
技術・家庭・情報・農業・工業	194
道徳	3
1人1台環境	218
合 計	641

(2) 府費負担教職員（政令市・豊能地区におけるこれらの職員を除く。）に対する研修

ア 総合研修

区 分	受講決定者数 (人)
初任者	866
新規採用者	48
教職等経験者	917
管理職等	1,954
首席・指導教諭・リーダー養成等	160
養護教諭・栄養教諭	89
事務職員	390
合 計	4,424

イ 課題別研修

区 分	受講決定者数 (人)
人権教育	1,269
支援教育	836
教育相談・生徒指導	1,070
情報教育	21
その他の教育課題	189
合 計	3,385

ウ 教科別研修

区 分	受講決定者数 (人)
授業づくり全般	492
国語	156
社会・地理歴史・公民	24
算数・数学	43
理科	73
保健体育	40
芸術	106
外国語	60
技術・家庭・情報・農業・工業	16
道徳	86
1人1台環境	139
合 計	1,235

9-3 警察職員に対する研修

令和4年度は、警察職員の養成と専門知識の醸成、能力の向上を目的として、各種研修を実施しました。

(1) 採用時教養では、新たに採用した警察職員に対し、警察職員として必要な基礎的な知識・技能の修得並びに体力・気力の錬成を図るための教養を実施しました。

(2) 幹部任用時教養では、各級幹部として必要な知識・技能を修得させる教養を実施しました。

(3) 専門教養では、時代の要請や治安情勢に対応できる専門的知識の修得と能力の向上を図るための教養を実施しました。

(4) 職場教養では、警察本部各所属により、専門的な職務の実務能力を高めるための教養を実施しました。

区 分				実施回数 (回)	人数 (人)	
学 校 教 養	採用時教養	初任科	(短期課程)	2	319	
			(長期課程)	2	288	
		初任補修科	(短期課程)	3	314	
			(長期課程)	2	202	
		一般職員初任科			1	63
	幹部任用時教養	警部補任用科			2	65
		巡查部長任用科			1	40
		主任任用科			0	0
	専 門 教 養	部門別任用科	4 課程	10	473	
		総警務部門	16 課程	29	416	
		生活安全部門	9 課程	12	277	
		地域部門	5 課程	10	261	
		刑事部門	11 課程	21	507	
		交通部門	9 課程	11	287	
		警備部門	7 課程	7	164	
	職 場 教 養	総警務部門	47 課程	86	5,934	
		生活安全部門	7 課程	33	291	
		地域部門	5 課程	26	703	
		刑事部門	17 課程	32	1,350	
交通部門		16 課程	41	827		
警備部門		10 課程	39	812		
その他		4 課程	8	200		
合 計				378	13,793	



## 10 勤務成績の評定

### 10-1 一般行政部門の人事評価制度

#### (1) 大阪府職員基本条例に基づく人事評価について

##### ア 人事評価制度の目的（大阪府職員基本条例第14条）

人事評価は、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図ることを目的とします。

##### イ 相対評価の導入（大阪府職員基本条例第15条）

自らの相対区分の位置を知ることにより、職員に奮起と切磋琢磨を促し、向上心をもって仕事に取り組むことをめざして相対評価を導入しています。

#### 《大阪府職員基本条例》

##### (相対評価)

**第15条** 任命権者は、相対評価（分布の割合を定めて区分し、職員がどの区分に属するかを相対的に評価する方法をいう。）により、人事評価を行う。

2 前項の人事評価は、次の表の上欄に掲げる区分のとおり上位から区分し、概ね同表の下欄に定める分布の割合（評価を受ける職員の総数に占める各区分の職員の割合をいう。）により行う。

区分	第一区分	第二区分	第三区分	第四区分	第五区分
分布の割合	百分の五	百分の二十	百分の六十	百分の十	百分の五

##### ウ 評価結果の反映（大阪府職員基本条例第14条）

人事評価の結果は、任用又は給与に適正に反映することとしています。特に、勤勉手当には、明確に反映することとしています。

その他、評価結果は、人材育成、表彰制度等にも活用していきます。

#### 《大阪府職員基本条例》

##### (人事評価の目的等)

##### 第14条

2 人事評価の結果は、任用又は給与に適正に反映しなければならない。

3 勤勉手当については、人事評価の結果を明確に反映しなければならない。

(2) 令和4年度相対評価による人事評価について

大阪府職員基本条例に基づき、相対評価による人事評価制度を実施しました。

ア 年間スケジュール

令和4年5月	制度周知
	評価者研修の実施
5月～6月	期初面談・チャレンジシートの策定
9月～11月	期中面談・期中評価（一次評価、二次評価）の実施
令和5年1月	評価前面談の実施（任意）
1月～2月	期末評価（一次評価、二次評価、相対評価）の実施
3月	開示面談（全職員）の実施

イ 内容

- ・被評価者：臨時的任用職員等を除く、一般職の職員
- ・評価者：一次評価者、二次評価者、相対評価者
- ・評価方法：客観的な評価基準、評価要素に基づき、絶対評価による一次評価・二次評価を行い最終的に絶対評価（二次評価）の結果に基づいて、概ね条例の分布割合に基づき、相対評価を実施。

ウ 令和4年度人事評価結果【絶対（二次）評価結果と相対評価結果の相関】

絶対/相対	第一区分	第二区分	第三区分	第四区分	第五区分	総人数	割合
S	2	0	0	0	0	2	0.02%
A	431	1,438	513	0	0	2,382	27.5%
B	0	337	4,642	865	309	6,153	71.0%
C	0	0	0	0	51	51	0.6%
D	0	0	0	0	73	73	0.8%
総人数	433	1,775	5,155	865	433	8,661	100.0%
割合	5.0%	20.5%	59.5%	10.0%	5.0%	100.0%	-

## 10-2 教職員の評価・育成システム

### (1) 目的

教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を得ながら目標の達成に取り組み、自己点検と校長等による評価、取組の改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動等の充実及び学校の活性化に資することを目的とします。

### (2) 実施の概要

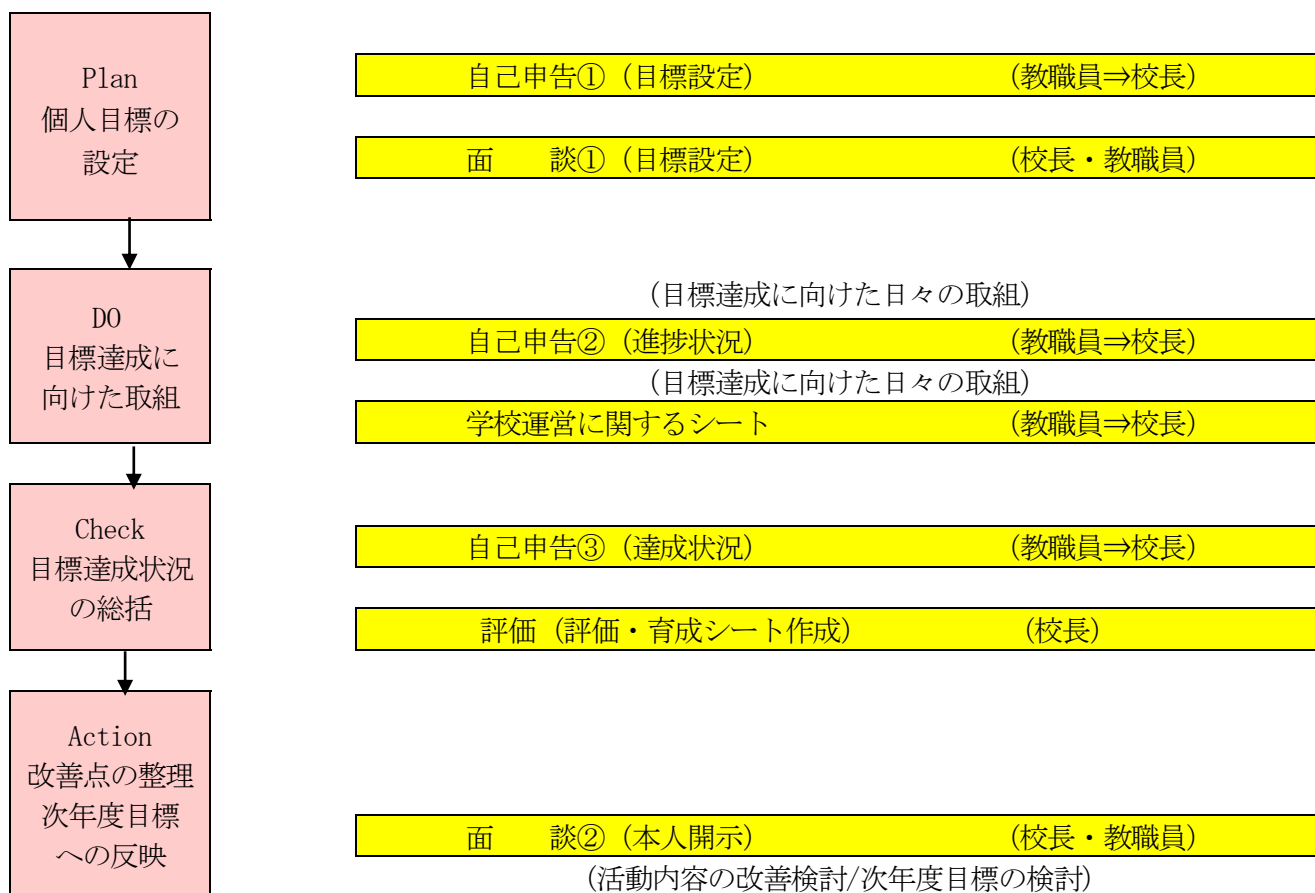
#### ア 対象者等

- (ア) 実施根拠 地方公務員法第6条第1項・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条
- (イ) 対象者 府立学校教職員及び市町村立学校府費負担教職員
- (ウ) 実施時期 4月から翌年3月の通年

#### イ 内容

- (ア) 目標設定 教職員の自己申告、校長との面談により目標を設定する。
- (イ) 評価 自己申告等を参考に、年1回定期的に評価する。  
授業を行う教員の評価は、生徒又は保護者による授業に関する評価を踏まえた評価を行う。  
S・A・Bを基本に、SS（最上位）及びC（最下位）を加えた5段階絶対評価
- (ウ) 育成（評価）者 育成（評価）者は校長等。  
原則として、一次評価者を置く。
- (エ) 開示 評価結果を面談において本人開示
- (オ) 校長・准校長の学校運営に関するシート等  
教職員が自らの意見を提言し、校長・准校長等の学校運営の充実・改善に資する。

教職員の評価・育成システム



(3) 評価結果の分布 (令和4年度)

(単位：%)

	SS	S	A	B	C
市町村立学校	0.3	37.0	62.2	0.5	0.01
府立学校	0.4	31.5	67.5	0.6	0.00

※ 市町村立学校のデータには、政令市及び豊能地区を含みません。

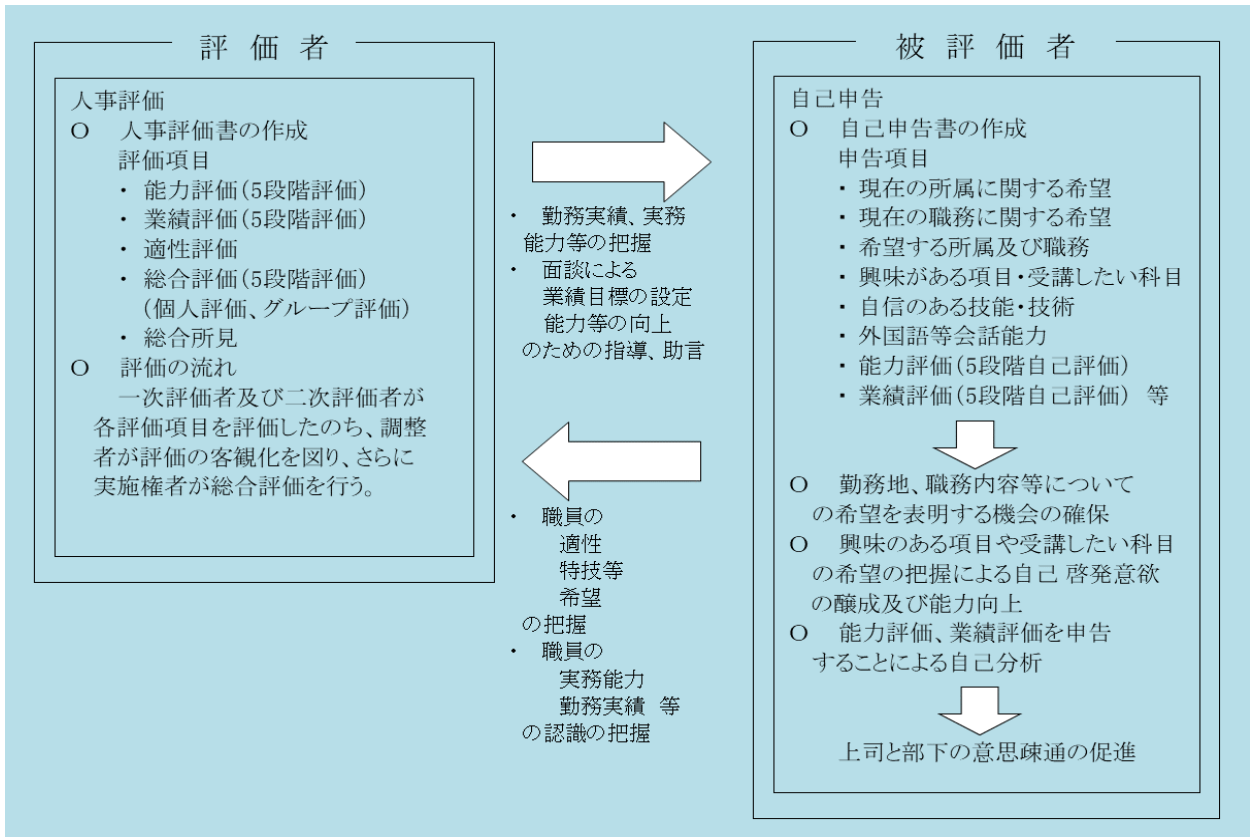
※ 上記表における数値については、端数処理等の都合上、合計値は100%になりません。

### 10-3 警察職員の人事評価制度

#### (1) 目的

人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力及び実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、より質の高い組織を構築することを目的とします。

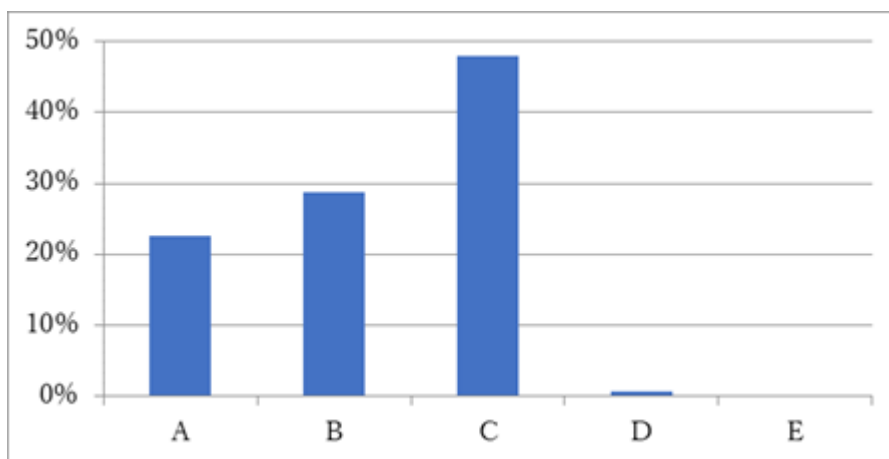
#### (2) 概要



(3) 評価結果

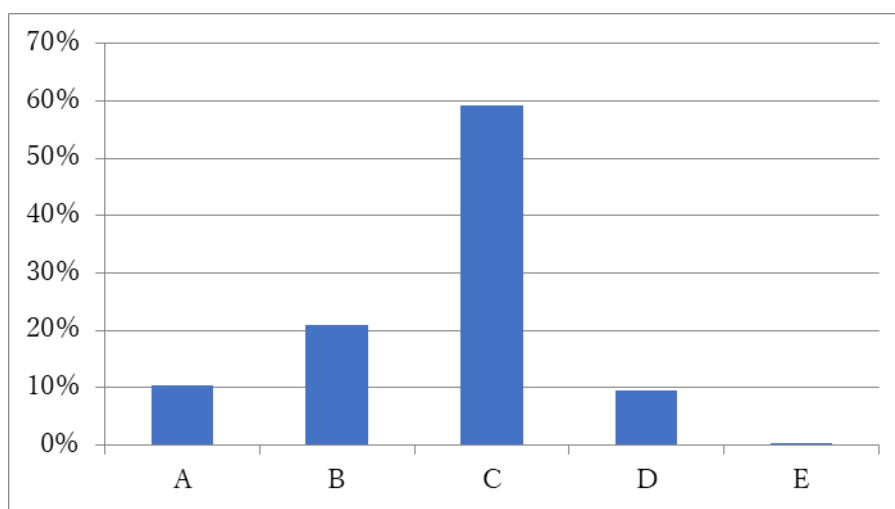
総合評価結果のうち個人評価（絶対評価）

A	B	C	D	E
22.16%	28.82%	48.10%	0.84%	0.08%



総合評価結果のうちグループ評価（相対評価）

A	B	C	D	E
10.36%	20.87%	59.16%	9.52%	0.09%



	個人評価（絶対評価）	グループ評価（相対評価）
A	期待水準をかなり上回っていた。	グループ内では、極めて優れている。
B	期待水準をやや上回っていた。	グループ内では、優れている。
C	期待水準どおりであった。	グループ内では、普通である。
D	期待水準をやや下回っていた。	グループ内では、やや劣る。
E	期待水準をかなり下回っていた。	グループ内では、劣る。

## 11 福祉及び利益の保護

### 11-1 知事が実施する健康管理事業等

職員が能力を発揮し、職務を迅速かつ的確に遂行するためには、日頃の健康管理や快適な職場環境の確保が重要となっています。

府においては、大阪府職員安全衛生管理規程に基づき、安全衛生管理体制の整備、各種健康診断の実施及び快適な職場環境づくりを進め、職員の心身両面にわたる健康保持・増進を図っているところです。

令和4年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

なお、府立学校教職員及び警察職員を除く他の任命権者の所属職員についても、知事が実施する健康管理事業に参加しました。

#### ア 健康診断の実施

生活習慣病、結核、職業病等の健康障害を早期に発見するとともに、その結果を事後の健康増進のために活用することを目的として、各種健康診断を実施しました。

健康診断名		回別	受診者数（人）
一般定期健康診断（1次健診）		1	5,794
特別健康診断	放射線業務従事職員特別健康診断	1	50
		2	51
	高気圧業務従事職員特別健康診断	1	0
		2	0
	特定化学物質等取扱業務従事職員特別健康診断	1	51
		2	54
	有機溶剤業務従事職員特別健康診断	1	65
		2	100
	農薬散布業務従事職員特別健康診断	—	—
	騒音業務従事職員特別健康診断	1	0
		2	0
	手指作業従事職員特別健康診断	1	41
		2	40
	重度心身障がい者介護業務等従事職員特別健康診断	1	196
		2	189
	振動業務従事職員特別健康診断	1	68
2		67	
VDT作業従事職員特別健康診断	1	769	
海外派遣職員特別健康診断	随時	3	
粉じん作業従事者職員特別健康診断	1	0	

※粉じん作業従事職員特別健康診断は3年に1回実施

健康診断名		回別	受診者数（人）
その他	胃集団検診：40歳以上の者、40歳未満の自動車運転手の希望者		1 1,216
	女性検診	子宮：20歳以上の偶数年齢の希望者	1 471
		乳房：35歳以上の偶数年齢の希望者	1 165
	大腸検診：40歳以上の希望者		1 725
	臨時健康診断：産業医が必要と認めた者 (過重労働による健康障害防止のための健康診断)		随時 0

イ 人間ドックの実施（実施主体：地方職員共済組合大阪府支部）

令和4年4月1日現在において満35歳以上の希望者を対象に実施しました。

- ・受診者数 3,762人(満35歳以上54歳以下：2,892人、満55歳以上：870人)

ウ 過重労働による健康障害防止のための保健指導等（令和4年度分）

過重労働による健康障害防止のため、産業医から所属長に対する助言指導や職員に対する保健指導を実施しました。

- ・所属長に対する助言指導 17人
- ・職員に対する保健指導 411人

エ ストレスチェック制度

職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止するため、平成28年度より実施しました。

(ア) 実施期間

令和4年7月7日（木）～7月29日（金）

(イ) 受検状況

対象者数 9,568名 受検者数 8,710名 受検率 91.0%

(ウ) 集団分析状況

対象所属数 229所属 集団分析所属数 220所属

※9所属については、受検者（未回答、複数回答等回答に不備のあった職員を除く）が10名未満のため、分析不可

オ メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策を一層推進し、より良い職場環境の形成を図るため、次の事業を実施しました。

(ア) メンタルヘルスセミナーの実施

- ・管理監督者を対象としたセミナー  
「メンタルヘルスマネジメント実践研修会」
- ・一般職員等を対象としたセミナー  
「メンタルヘルス・ヘルスケアセミナー」



(イ) ストレス相談室利用状況

ストレスを抱える職員からの相談に対応するため、専門医による相談を実施しました。

- ・相談件数 606 件

カ たばこ対策

禁煙支援等、職員の健康保持・増進を図るため、次の事業を実施しました。

○禁煙支援等事業

- ・禁煙外来助成 申込者 4名（うち達成者2名）

## 11-2 教育委員会が実施する健康管理事業等

職員が能力を発揮し、職務を迅速かつ的確に遂行するためには、日頃の健康管理や快適な職場環境の確保が重要となっています。

教育委員会においては、大阪府教育庁職員安全衛生管理規程及び大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、安全衛生管理体制の整備、各種健康診断の実施及び快適な職場環境づくりを進め、職員の心身両面にわたる健康保持・増進を図っているところです。

令和4年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

### ア 府立学校教職員健康診断の実施

検査項目	延べ受診者数（人）
職員定期健康診断	14,221 ※
胃検診	2,948
大腸がん検診	2,805
乳がん検診・子宮がん検診	639
B型肝炎抗原抗体検査	3,574
B型肝炎ワクチン接種	144
支援学校職員腰痛予防検診	1,037
特定業務従事職員健康診断	39
情報機器作業従事職員特別健康診断	143

※ 述べ受診者数には、会計年度任用職員で結核検診のみ受診した者を含む。

### イ 人間ドックの実施【実施主体：公立学校共済組合大阪支部】

共済健診	受診者 17,181 人
------	--------------

### ウ 府立学校教職員ストレスチェック制度

#### (ア) 実施期間

令和4年9月20日（火）～令和4年10月7日（金）

#### (イ) 受検状況

対象者数 15,146 名 受検者数 11,717 名 受検率 77.4%

#### (ウ) 集団分析状況

対象所属数 213 所属 集団分析所属数 213 所属

### エ 府立学校安全衛生管理者等研修会及び府立学校衛生管理者等研修会

安全衛生管理者等研修会及び学校産業医研修会 「あるある事例から学ぶ安全配慮義務の実際」

衛生管理者等研修会 「姿勢で紐解く腰痛体操 ～動いて治す身体メンテナンス～」  
「心のバランスとマインドフルネス」

### オ 「すこやか教育相談」等の利用状況

(ア) 教育相談

内 容	件 数
電話相談	2,172 件
メール相談	1,010 件
面接相談	419 件
LINE 相談	1,279 件
合 計	4,880 件

(イ) 支援教育相談

内 容	件 数
電話相談	10 件
面接相談、訪問、メール相談	18 件
合 計	28 件

(ウ) 学校経営相談

内 容	件 数
来所相談	335 件
学校訪問	63 件
合 計	398 件

カ 府立学校における受動喫煙防止対策

敷地内全面禁煙	197 校
校舎内全面禁煙	0 校
喫煙室を設置し、その場所以外禁煙	0 校
喫煙場所（煙が漏れない）を設け、その場所以外禁煙	0 校
喫煙場所（完全でない）を設け、その場所以外禁煙	0 校
喫煙できる部屋を明確にし、その場所以外を禁煙	0 校
禁煙タイムを設け、その時間帯は喫煙できる場所でも禁煙	0 校
その他	0 校

### 11-3 警察職員の健康管理事業等

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的として、職員の健康診断、保健指導、健康相談、健康教育その他疾病の予防及び職場の環境衛生等に関する事業を推進しています。

令和4年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

職員の健康増進に向けた総合的な諸対策を積極的に推進し、職員一人ひとりの健康づくりを支援することにより、組織執行力の維持向上を図ることを目的に、基本対策、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策、生活習慣病対策、メンタルヘルス対策及び職務に起因する健康障害対策を柱とした「令和4年ヘルスアップおおさか」を推進しました。

#### (1) 基本対策

##### ア 健康診断の確実な受診

- ・各種健康診断の実施期間内の確実な受診

##### イ 精密検査等の速やかな受診

- ・精密検査等の3か月以内の受診及び速やかな検査結果報告

##### ウ 環境の整備

- ・保健指導・治療の受けやすい環境づくり
- ・相談窓口の周知と相談しやすい環境づくり

##### エ 積極的な予防対策等の実施

- ・健康管理情報・視聴覚教材の活用
- ・保健師による教養
- ・定年年齢引上げを見据えた健康の保持増進対策

##### オ 環境衛生の確保

- ・飲料水の水質検査の確実な実施
- ・職場における環境衛生の改善及び適切な維持管理

#### (2) 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策

##### ア 新型コロナウイルス感染症に係る対策の徹底

- ・基本的な感染予防対策及び感染拡大防止対策の徹底
- ・各種装備資器材の有効活用

##### イ その他の感染症に係る対策の徹底

- ・基本的な感染予防対策及び感染拡大防止対策の徹底

#### (3) 生活習慣病対策

##### ア 健康的な生活習慣の確立

- ・教養等の実施による意識付けと支援環境づくり
- ・本部産業医又は保健師による保健指導の受診勧奨及び生活習慣改善の促進

##### イ 本部産業医面談への対応

- ・速やかな面談受診と病状回復促進

##### ウ 禁煙対策の実施

- ・喫煙リスクに関する教養等による禁煙機運の向上

##### エ 健全な飲酒習慣の定着

- ・飲酒に関する教養等による健全な飲酒習慣の定着
- ・要改善職員に対する、節酒・禁酒等の積極的な支援

(4) メンタルヘルス対策

ア メンタルヘルスに関する基本的な知識の普及

- ・教養等の実施による、ストレス及びメンタルヘルスに関する基本的な知識の習得

イ ストレスチェックの適正な運用

- ・職員に対するストレスチェックの受検勧奨
- ・高ストレスと判定された職員に対する本部産業医による面接指導の勧奨及び面接指導の結果に基づく就業上の措置等の実施
- ・ストレスチェック結果に基づく職場環境改善の実施

ウ メンタルヘルス不調者等への適切な対応

- ・メンタルヘルス不調者等の早期把握
- ・メンタルヘルス不調者等が相談しやすい環境づくり
- ・担当保健師との緊密な連携

エ 円滑な職場復帰支援及び再発予防

- ・健康管理センター、主治医及び家族と連携した円滑な職場復帰支援
- ・再発予防のための気づき、声かけ、傾聴及び相談の充実

オ 惨事ストレス対策の実施

- ・惨事に直面した職員等に対する惨事ストレス対策の実施

(5) 職務に起因する健康障害対策

ア 心身への過重な負担への配慮

- ・部下職員の勤務状況及び体調を把握し、業務による心身への過重な負担軽減の配慮

イ 有害性化学物質の使用による健康障害対策の実施

- ・一定の危険有害性のある化学物質の使用状況調査及び調査結果に基づく対応
- ・該当者に対する特別検診の実施

## 12 人事委員会業務の状況（令和4年度）

### 12-1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和4年10月13日に府議会及び知事に対し、令和4年4月における職員の給与等の状況及び令和4年職種別民間給与実態調査の結果を基に比較した職員給与と民間給与の較差等についての報告と、これに基づき必要となる給与改定の勧告を行いました。併せて、職員の意欲・能力の向上に向けた取り組みや働きやすい職場環境の構築等に関する意見を提示しました。

#### (1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、較差を算定したところ、月例給においては、職員の給与が民間給与を1,143円(0.31%)下回り、特別給においては、職員の支給割合が民間の支給割合を0.12月下回っていた。

##### ア 月例給

民間従業員の給与 A 注1	職員の給与 B 注2	較差 A-B
373,395 円	372,252 円	1,143 円

注1 「民間従業員」とは、職員の職務に相当する職務（事務・技術関係職種）に従事する者をいう。

2 「職員」とは、行政職給料表の適用を受ける者をいう。

3 比較にあたっては、職員・民間従業員ともに本年の新規学卒の採用者は含まれていない。

##### イ 特別給

民間従業員の支給割合 A 注1	職員の支給割合 B 注2	較差 A-B
4.42 月	4.30 月	0.12 月

注1 「民間従業員の支給割合」は、民間事業所で支払われた特別給（令和3年8月から令和4年7月までの1年間に支払われた賞与等の1人当たり平均支給額）の平均給与月額に対する支給割合をいう。

2 「職員の支給割合」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数で、0.05月単位で増減させている（二捨三入・七捨八入）。

#### (2) 勧告の概要

##### ア 月例給

###### ① 行政職給料表

初任給について、高校卒程度を4,000円、大学卒程度を3,000円引上げ  
20歳台半ばに重点を置き、30歳台前半までの職員が在職する号給について改定  
(平均改定率0.33%[1級1.53%、2級0.22%、3級0.01%、4級以上改定なし])

###### ② その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

###### ③ 特定の職員の給料月額等に関する特例の取扱い

改定後の給料月額が当該特例を適用した場合の給料月額に達しない場合は、当該特例の給料月額を維持する所要の措置を講ずること

【改定の内訳】

給料表 1,022 円 はね返し分\*121 円

※給料表の改定による諸手当額の増減分（地域手当など）

イ 特別給（ボーナス）

民間の支給状況に見合うよう引上げ 【4.30 月分→4.40 月分】

民間の支給状況や人事院の改定内容等を踏まえ、引上げ分は勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	12 月期
期末手当	1.200 月（改定なし）	1.200 月（改定なし）
勤勉手当	1.000 月（勧告前 0.950 月）	1.000 月（勧告前 0.950 月）

ウ 再任用職員の給料月額の見直し

国家公務員等よりも低い水準にある再任用職員の給料月額について、高齢層職員の平均給料月額の 7 割水準にまで引上げ

（見直し対象：行政職給料表・医療職給料表(ロ)の 2 級・3 級、公安職給料表 1 級～4 級）

エ 改定時期

- ・令和 4 年 4 月 1 日：ア①② 給与較差の解消、イ 特別給
- ・条例の公布日：ア③
- ・令和 5 年 4 月 1 日：ウ 再任用職員の給料月額の見直し

(3) 国家公務員給与との均衡

令和 3 年 4 月 1 日現在の府域における国家公務員の給与水準との関係で見ると、本給を比較対象としたラスパイレズ指数は 100.9 であるが、地域手当を含めた補正後のラスパイレズ指数では 99.4 と国家公務員の水準を下回っている。

(4) 賃金構造基本統計調査の活用・研究

賃金センサスは、前年分の月例給の調査結果であること等の制約があるものの、給与水準等の民間給与の傾向を知る上で活用。民間従業員と府職員では、民間従業員の方が課長級以上への昇任スピードが早い傾向にあり、部長級及び課長級の平均年齢及び給与水準は、民間従業員の方が低く、係長級及び非役職者の平均年齢等は、概ね均衡している状況であった。

(5) 意見（要旨）

本府を取り巻く社会情勢は大きく変動しており、将来にわたって質の高い行政サービスを提供し続けるためには、社会情勢の変化に適応できる有為な人材を確保し、計画的に育成することが不可欠である。

また、すべての職員が能力を最大限に発揮し、組織力を高めていくためにも、働きやすい職場環境の構築はますます重要になってきており、とりわけ長時間労働の是正は、職員の健康の確保やワークライフバランスの観点から喫緊の課題である。

職員が生活や業務の状況に応じて、柔軟な働き方を選択できる職場であることなど、心身共に健康的な働き方ができる環境を整備していく必要がある。

ア 給与勧告の意義とあるべき給与

人事委員会の給与勧告は、職員給与を社会一般の情勢に適応させるべく行うものであり、適切に対応されることを求める。

管理職手当について、延長され続ける減額措置の解消に向けた検討を求める。

高齢期職員の給与について、定年引上げを見据えた国の動向を注視しつつ制度のあり方を検討。

## イ 職員の意欲・能力の向上に向けた取組み

### (ア) 人材の確保

受験者数の増加には、公務への志望意欲を喚起することが重要であることから、引き続き公務の魅力や仕事のやりがいを多様な手段で発信。

### (イ) 人材の育成

職員が意欲ややりがいを持って働き、仕事を通じて成長を実感できるよう、組織理念を明確化した上で、人材育成の基本方針を共有し、戦略的な人材マネジメントに取り組むことが必要。

### (ウ) 多様な人材の活躍

女性職員の昇任意欲の醸成と、すべての職員にとって働きやすい環境づくりや仕事と家庭の両立支援のさらなる推進が必要。

定年引上げが高齢期職員と組織の双方によりよい効果をもたらすよう、高齢期職員の活躍支援に向けた取組みに期待。

### (エ) 人事評価制度とその活用

下位評価区分の分布割合を固定化した制度の見直し、あるいは下位評価区分の分布割合の運用の柔軟化について、早急に検討が必要。

## ウ 働きやすい職場環境の構築

### (ア) 長時間労働の是正

管理職の安全配慮義務への意識やマネジメント能力向上のための取組みを更に進めるとともに、時間外勤務縮減に効果のある好事例の共有等、管理職の取組みを支援する仕組みや体制の強化が必要。

教育職員の長時間労働是正のため、引き続き、勤務時間制度等の見直しや部活動指導員の更なる拡充等に向けて積極的に取り組むよう期待。

### (イ) 柔軟な働き方の更なる推進

コアタイムを短縮する目的やフレックスタイム制を希望する職員が求める働き方等を整理し、フレックスタイム制をはじめとする勤務時間制度の更なる柔軟化について検討が必要。

行政DXの推進等による職員の負担軽減や組織風土改革により、休暇等を取得しやすい職場づくりに引き続き取り組むことが必要。

### (ウ) 健康管理

メンタルヘルス不調の予防に向けた的確な対策や、休業者の職場復帰におけるきめ細かい配慮など、総合的なメンタルヘルス対策への積極的な取組みが必要。

### (エ) ハラスメント防止

職場におけるコミュニケーションの円滑化、組織マネジメントの強化など、ハラスメントを生じさせない働きやすい職場環境づくりに向けた更なる取組みが必要。



12-2 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用関係事務

ア 競争試験

職員採用に係る競争試験は、「行政、警察行政、技術（大学卒程度）」「行政、警察行政、技術（高校卒程度）」「行政（社会人等：26-34）、技術（社会人等）」「行政（社会人等：35-49）」に区分して下記のとおり実施しました。

(ア) 行政（大学卒程度）、警察行政（大学卒程度）

○ 試験日程

告知 (試験案内配布開始)	令和4年3月1日(火)
申込受付	令和4年3月1日(火)～4月11日(月)
第1次試験	令和4年5月15日(日)
第2次試験	令和4年6月19日(日)：行政(論文)、警察行政(論文・適性検査) 令和4年6月29日(水)、30日(木)、7月3日(日)、：行政(個別面接) 令和4年7月2日(土)：警察行政(個別面接)
第3次試験	令和4年7月28日(木)、29日(金)、30日(土)：行政 令和4年8月4日(木)：警察行政
最終合格発表	令和4年8月18日(木)

○ 実施結果

職種	採用 予定数	申込者数 (名)	1次 受験者数 A (名)	1次 合格者数 (名)	2次 合格者数 (名)	最終 合格者数 B (名)	競争 倍率 A/B (倍)
行政 (大学卒程度) 注1	110名程度	1,978	1,158	562	221	147	7.9
警察行政 (大学卒程度) 注2	35名程度	406	243	130	72	45	5.4

注1 行政は、知事部局や教育庁等の本庁又は出先機関勤務。

注2 警察行政は、警察本部又は警察署等勤務。

(イ) 技術（大学卒程度）

○ 試験日程

告知 (試験案内配布開始)	令和4年3月1日(火)
申込受付	令和4年3月1日(火)～3月28日(月)
第1次試験	令和4年4月16日(土)～5月1日(日)、6月4日(土)、5日(日)
第2次試験	令和4年6月18日(土) (個別面接) 令和4年6月19日(日) (専門試験(記述式))
最終合格発表	令和4年7月21日(木)

○ 実施結果

職種	採用 予定数	申込者数 (名)	1次 受験者数 A (名)	1次 合格者数 (名)	最終 合格者数 B (名)	競争 倍率 A/B (倍)	
技術(大学卒程度)	土木	35名程度	132	61	48	29	2.1
	建築	10名程度	58	28	24	11	2.5
	機械	5名程度	32	14	11	6	2.3
	電気	1名から 3名程度	23	11	7	4	2.8
	環境	10名程度	49	26	23	12	2.2
	農学	5名程度	45	20	14	6	3.3
	農業工学	1名から 3名程度	20	14	14	5	2.8
	林学	1名から 3名程度	31	15	13	6	2.5

(ウ) 行政（高校卒程度）、警察行政（高校卒程度）、技術（高校卒程度）

○ 試験日程

告知 (試験案内配布開始)	令和4年7月1日(金)
申込受付	令和4年7月1日(金)～8月31日(水)
第1次試験	令和4年9月25日(日)
第2次試験	令和4年10月25日(水) : 警察行政 令和4年10月26日(木)、27日(金) : 行政 令和4年10月27日(金) : 技術
最終合格発表	令和4年11月24日(木)

○ 実施結果

職種		採用予定数	申込者数 (名)	1次 受験者数 A (名)	1次 合格者数 (名)	最終 合格者数 B (名)	競争 倍率 A/B (倍)
行政 注1		40名程度	377	241	112	72	3.3
警察行政 注2		25名程度	158	111	78	37	3.0
技術	土木	5名程度	12	10	8	8	1.3
	建築	1名から3名	9	6	6	6	1.0
	機械	1名から3名	0	—	—	—	—
	電気	1名から3名	5	3	2	2	1.5
	技術計			26	19	16	16
合計			561	371	206	125	3.0

注1 行政は、知事部局や教育庁等の本庁又は出先機関勤務。

2 警察行政は、警察本部又は警察署等勤務。

(エ) 行政（社会人等：26-34）、技術（社会人等）

○ 試験日程

告知 (試験案内配布開始)	令和4年8月4日(木)
申込受付	令和4年8月4日(木)～8月23日(火)
第1次試験	令和4年10月2日(日)
第2次試験	令和4年10月2日(日) (論文、専門試験(記述式)) 令和4年11月13日(日) (個別面接)
第3次試験	令和4年12月3日(土)、4日(日)
最終合格発表	令和4年12月22日(木)

○ 実施結果

職種	採用 予定数	申込者数 (名)	1次 受験者数 A (名)	1次 合格者数 (名)	2次 合格者数 (名)	最終 合格者数 B (名)	競争 倍率 A/B (倍)
行政 (社会人 等:26-34) 注1	60名程度	690	305	211	158	76	4.0
技術 (社会人 等)	土木	10名程度	14	7	7	4	1.8
	建築	1名から3名	5	3	3	1	3.0
	機械	1名から3名	4	1	1	0	—
	電気	1名から3名	8	5	5	3	1.7
	技術計		31	16	16	11	2.0
合計		721	321	227	169	84	3.8

注1 行政は、知事部局や教育庁等の本庁又は出先機関勤務。

(才) 行政 (社会人等 : 35-49)

○ 試験日程

告知 (試験案内配布開始)	令和4年7月11日(月)
申込受付	令和4年7月11日(月)～7月25日(月)
第1次試験	令和4年8月28日(日)
第2次試験	令和4年10月15日(土)、16日(日)
最終合格発表	令和4年11月10日(木)

○ 実施結果

職種	採用予定数	申込者数 (名)	1次 受験者数 A (名)	1次 合格者数 (名)	最終 合格者数 B (名)	競争 倍率 A/B (倍)
行政 (社会人 等:35-49) 注1	10名程度	850	558	117	14	39.9

注1 行政は、知事部局や教育庁等の本庁又は出先機関勤務。

イ 採用選考

(ア) 競争試験以外に、国や他の地方公共団体からの職員を人事交流として採用する場合、職務遂行にあたって免許や資格が必要となる専門職種や一定の学歴や経歴を必要とする専門職種の採用を行う場合などには、人事委員会が採用選考を行っています。

○ 一般職員選考合格一覧 注1

(単位：名)

部長級	次長級	課長級	課長 補佐級	主査級	主事・ 技研級	総括研 究員級	主任研 究員級	研究 員級	計
2	1	7	3	5	211	—	—	—	229

注1 「一般職員」とは府職員（市町村立学校職員を含む。）のうち警察官及び教育公務員を除くものをいう。

○ 警察官選考合格一覧

(単位：名)

警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	計
25	21	15	14	7	542	624

(イ) (ア)のうち下記の職種については、採用選考の事前審査として採用選考考査を、知事、警察本部長などの任命権者に委任して実施しています。

○ 採用選考考査実施結果一覧

職 種	受験者数 A (名)	合格者数 B (名)	競争 倍率 A/B (倍)	職 種	受験者数 A (名)	合格者数 B (名)	競争 倍率 A/B (倍)
社会福祉職	110	59	1.9	自動車運転手	29	1	29.0
児童自立支援専門員 職	4	1	4.0	司書職	127	3	42.3
児童生活支援員職	5	2	2.5	考古学技師職	14	2	7.0
心理職	58	17	3.4	公立義務教育諸学校 事務職員	128	39	3.3
薬学職	31	11	2.8	公立義務教育諸学校 事務職員(障がい者)	53	5	10.6
	8	3	2.7				
獣医師職	6	3	2.0	農芸員(障がい者)	28	3	9.3
	5	3	1.7				
保健師職	39	18	2.2	少年育成心理職	9	3	3.0
	21	9	2.3				
栄養士職	51	3	17.0	情報処理職	6	2	3.0
臨床検査技師職	16	2	8.0	保健師(警察)	29	2	14.5
医師職	3	2	1.5	ヘリコプター整備士	1	1	1.0
歯科医師職	14	1	14.0	警備艇乗組員	15	3	5.0
職業訓練指導員職	21	11	1.9	警察事務(障がい者・ 短大卒程度)	58	3	19.3
					28	5	5.6
船員職	11	1	11.0	警察事務(障がい者・ 高校卒程度)	35	2	17.5
事務職(障がい者)	71	4	17.8	警察官(巡査)	5,134	1,168	4.4
電話交換手職 (身体障がい者)	12	2	6.0	サイバー犯罪捜査官	4	2	2.0
土木建設員	80	10	8.0	警察官(再採用)	4	2	2.0
守衛	44	2	22.0				
					6,312	1,410	

(2) 昇任関係事務

昇任選考

ア 主査級昇任考査

行政職の主査級への昇任については人事委員会において昇任考査を実施しています。

○ 考査実施日程

考査の告知	令和4年9月1日(木)
筆記考査	令和4年11月5日(土)
見識結果発表	令和4年11月18日(金)
個別面接考査	令和4年11月28日(月)、12月7日(水)、8日(木)
最終結果発表	令和4年12月16日(金)

○ 考査実施結果 注1

		第1類(31歳~34歳)	第2類(35歳~44歳)
対象者数(名) A	知事部局	409(235)	332(153)
	警察部局	170(114)	335(265)
申込者数(名) B	知事部局	231(96)	190(58)
	警察部局	81(43)	164(107)
申込率(%) $B/A \times 100$	知事部局	56.5(40.9)	57.2(37.9)
	警察部局	47.6(37.7)	49.0(40.4)
受験者数(名) C	知事部局	225(91)	182(54)
	警察部局	73(37)	157(101)
受験率(%) $C/A \times 100$	知事部局	55.0(38.7)	54.8(35.3)
	警察部局	42.9(32.5)	46.9(38.1)
合格者数(名) D	知事部局	58(18)	45(14)
	警察部局	3(2)	19(7)
合格率(%) $D/C \times 100$	知事部局	25.8(19.8)	24.7(25.9)
	警察部局	4.1(5.4)	12.1(6.9)

注1 ( )内は女性数で内数。

(3) 任期付職員関係事務

一般職の任期付職員関係

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、公務部門では得られにくい高度の専門性を備えた民間人材の活用や、期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応の必要性等の観点から、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、任期を定めて採用するものであり、任命権者が採用選考を行う場合に人事委員会が承認をしています。

ア 特定任期付職員（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる場合）の採用承認

(単位：名)

	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	主査級	主事・技師級	校長	合計
知事	—	—	—	—	—	—	—	—
教育委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 一般任期付職員（専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させる必要がある場合）の採用承認

(単位：名)

	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	主査級	主事・技師級	校長	合計
知事	—	—	—	1	—	—	—	1
教育委員会	—	—	—	—	—	—	2	2
合計	—	—	—	1	—	—	2	3

ウ 特定任期付職員の任期更新の承認

(単位：名)

	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	主査級	主事・技師級	校長	合計
知事	1	—	1	—	—	—	—	2
教育委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1	—	1	—	—	—	—	2

エ 一般任期付職員の任期更新の承認

(単位：名)

	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	主査級	主事・技師級	校長	合計
知事	2	1	—	—	—	—	—	3
教育委員会	—	—	—	—	—	—	4	4
合計	2	1	—	—	—	—	4	7



### 12-3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、人事委員会が、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものです。令和4年度の状況は、次のとおりです（根拠法令：地方公務員法第46条から第48条まで、勤務条件に関する措置の要求に関する規則）。

#### 〔係属事案の状況〕

区分	係属件数（件）			処理件数（件）							翌年度への繰越 A - B
	前年度からの繰越	当年度の申請	計A	却下	取下	打切	棄却	認容		計B	
								一部	全部		
給与	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0

## 12-4 不利益処分に関する審査請求の状況

不利益処分に関する審査請求の制度は、職員から、その意に反して不利益処分（分限及び懲戒等）を受けたとして、審査請求があった場合に、人事委員会が、口頭審理等の必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものです。

令和4年度の状況は、次のとおりです（根拠法令：地方公務員法第49条から第51条の2まで、不利益処分に関する審査請求等に関する規則）。

〔係属事案の状況〕 注1

区分	係属件数（件）			処理件数（件）							翌年度への繰越 A-B	
	前年度からの繰越	当年度の提起	計A	却下	取下	打切	棄却	認容		計B		
							処分承認	処分修正	処分取消			
分限	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	6	4	10	4	0	0	4	0	0	8	2
	免職	1	1	2	1	0	0	1	0	0	2	0
懲戒	戒告	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	減給	1	1	2	1	0	0	1	0	0	2	0
	停職	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	免職	5	3	8	0	0	0	0	0	0	0	8
その他	2	2	4	3	0	0	0	0	0	0	3	1
計	17	12	29	9	0	0	7	0	0	16	13	

注1 事案に複数の処分に係る取消請求が含まれる場合、重複計上しているため、実際の事案件数とは一致しない。

〔口頭審理等審査状況〕

	準備手続 注1	口頭審理 注2
実施回数	1回	3回

注1 準備手続は、口頭審理を円滑に実施するため、その進め方等について、当事者と人事委員会が行う協議。

2 口頭審理は、当事者立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うもの。

## 12-5 職員総合相談センターの活動状況

職員総合相談センターでは、勤務条件その他の人事管理に関する苦情(職場の人間関係及び職場におけるセクハラ、パワハラ等のハラスメント相談を含む。)だけではなく、心や身体の健康に関する悩みなど、職員からの様々な相談を受け付けています。

令和4年度の相談件数等は以下のとおりです。

### 職員相談の概要

	件数
相談件数	375件

(内訳)

#### ア 相談内容別件数

内容	件数
セクシュアル・ハラスメントに関する相談	15件
パワー・ハラスメントに関する相談	97件
勤務条件に関する相談	67件
人事制度に関する相談	39件
健康・ストレス相談	38件
職場の人間関係に関する相談	82件
その他	37件
合計	375件

#### イ 相談方法別件数

方法	件数
面談	69件
電話	167件
メール等	139件
合計	375件

#### ウ 本庁・出先別件数

区分	件数
本庁	102件
出先	257件
不明	16件
合計	375件

**大阪府**

令和5年11月30日